



第3次
鞍手町
男女共同参画
基本計画

2019年3月
福岡県鞍手町

はじめに

地域に活力あるまちづくりを目指すうえで、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は大変重要です。



町では、平成21年に「第1次鞍手町男女共同参画基本計画」、平成26年に第2次基本計画を策定し、町の男女共同参画について総合的に取組んでまいりました。また、平成28年に策定した第5次鞍手町総合計画の中でも、基本施策の1つとして「人権教育・男女共同参画の啓発・推進」を掲げ、取組みを進めているところです。

しかしながら、働く場において男女がともに個性と能力を発揮できる環境づくり、地域・町・企業等の社会活動における意思決定や方針決定の場への女性の登用の状況、配偶者等からの暴力の根絶への取組みなど、真の男女共同参画社会の実現を目指すうえで取組むべき課題が十分に改善できているとは言えません。

このような状況を踏まえ、第3次基本計画では、第1次、第2次基本計画で取組んできた施策を引き継ぎつつ「働く場における男女共同参画」、「地域・社会活動における男女共同参画」、「安心して暮らせるまちづくり」、「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の4つの視点から、町が町民の皆様とともに目指すべき姿を盛り込み策定いたしました。

本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様並びに事業所の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、町だけでなく皆様方とともに進めていくことが大変重要でありますので、今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

鞍手町長 岡崎 邦博

目 次

第1部 基本的な考え方	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 世界の動向	3
5 国の動向	4
6 福岡県の動向	5
7 鞍手町の動向	6
第2部 計画の内容	7
1 計画の基本理念	7
2 計画の体系図	8
3 施策の展開と主要な施策・事業	9
基本目標1 働く場における男女共同参画	9
基本目標2 地域・社会活動における男女共同参画	19
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	30
基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	44
第3部 推進体制の整備	55
1 条例等の整備	55
2 庁内体制の整備	55
3 関係機関等との連携	56
4 施策に対する意見・救済への対応	56
参考資料	57
1 成果指標一覧	57
2 鞍手町男女共同参画推進条例等	58
3 鞍手町男女共同参画審議会委員名簿	67
4 諮問書、答申書	68
5 パブリック・コメントの実施結果について	71

第1部 基本的な考え方

第1部 基本的な考え方

1 計画の目的

「鞍手町男女共同参画基本計画」は、男女が人としての尊厳を重んじられること、社会のあらゆる分野において性別による固定的な役割分担意識^{※1}と、それに基づく社会制度や慣行などによる差別的取扱いを受けないこと、男女が社会の対等な構成員として個性と能力を十分発揮し、自らの意思で多様な生き方を選択できることを旨として、すべての人が自分らしく生きる喜びを実感できる男女共同参画社会^{※2}の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

前基本計画の策定以降、男女共同参画を最重要課題の一つと位置付ける国は、女性が働きやすい環境を整え社会に活力を取り戻す動きとして、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」を制定しました。男女共同参画の推進は、男女の仕事と生活を取り巻く状況、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応など、これらの解決のため実効性のある取り組みが求められています。

この「第3次鞍手町男女共同参画基本計画（以下「第3次基本計画」という。）」は、このような状況を踏まえて前基本計画を改定し、今後5年間に当町が取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするものです。

※1 **性別による固定的な役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」というような、社会によって作られた性別による役割分担の固定的な意識のこと

※2 **男女共同参画社会**：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされている。

2 計画の性格

この計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」として定めるものであり、鞍手町男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。

第3次基本計画は、あらゆる分野で男女共同参画を実現させていくための施策を、町民・各種団体・事業者等と行政が一体となって総合的に推進するための指針となる計画であり、第5次鞍手町総合計画との整合性も図っています。

また、女性活躍推進法第6条第2項は、市町村は国が策定する基本方針及び都道府県が定める推進計画を勘案して市町村の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めるよう定めています。そのため、第3次計画のうち基本目標1「働く場における男女共同参画」の部分をこの法律に基づく町の推進計画と位置付けています。

さらに、第3次計画のうち基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」の部分を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、町が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けています。

3 計画の期間

第3次基本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2024年度（平成36年度）までの5年間とします。

ただし、計画の実効性を図るため、進捗状況を把握しながら適時に審査を行ない情報公開するとともに、社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

4 世界の動向

国際連合は、世界的に女性の地位向上を図る目的で、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、また、同年メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立と地位向上を目指して、10年間の各国の取組むべき指針となる「世界行動計画」を採択し、1976年から1985年までを「国際婦人の10年」と決めました。

1979年（昭和54年）、第34回国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」が採択され、固定的な性別役割分担意識の改革を中心理念として、世界の男女平等政策の基盤となりました。

1995年（平成7年）には北京で「第4回世界女性会議」が開催、「北京宣言及び北京行動綱領」が採択され、21世紀に向けた女性政策の国際的な指針と位置付けられました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び北京行動綱領」、「成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組みを国際社会において求める「宣言」が行われ、女性の地位に関する10の決議が採択されました。

2009年（平成21年）8月、国連は、女子差別撤廃条約に基づき、我が国の男女平等に向けた取組みに対する女子差別撤廃委員会の最終見解を公表しました。この最終見解では、法整備等による男女共同参画の取組みを評価する一方で、「日本の家庭や社会に深く根付いた性別による固定的な役割分担意識については、女性の人権の行使や享受を妨げる恐れがあり引き続き懸念する。」と指摘し、固定的な役割分担意識の解消をはじめ、女性に対する暴力の問題への取組み、仕事と生活の調和の推進等の履行を確実なものにするよう勧告しました。

2010年（平成22年）3月には、「第4回世界女性会議（北京会議）」から15年目を記念し、「女性2000年会議」の成果文書に対する実施状況の評価を主要テーマに、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催されました。

2015年（平成27年）には「北京宣言及び北京行動綱領」の採択から20年（「北京+20」）にあたることから、我が国における実施状況に関する報告書等を国連に提出し、同年「北京+20」を主要テーマとして開催された第59回国連婦人の地位委員会に、代表団が参加しました。このように国連主導で女性の地位向上と男女共同参画の推進に向けた取組みが世界的に広がっています。

5 国の動向

わが国では、世界の動きに呼応して、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定し、男女平等参画に向けての取組みを総合的、体系的に進めてきました。

1994年（平成6年）には国内本部機構の充実強化を図るため「男女共同参画推進本部」を設置し、内閣総理大臣の諮問機関としての「男女共同参画審議会」が設置されました。

1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会にとっての最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進に関する地方公共団体の責務を明記しました。

2001年（平成13年）には、「DV防止法」が公布・施行され、その後の法改正で、都道府県による基本計画の策定が義務付けられ、さらに、2007年（平成19年）の改正では、市町村においても基本計画を策定することが努力義務とされました。

2003年（平成15年）、男女共同参画推進本部は、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待し、各分野における取組みを促進する「2020年30%」の目標を決定しました。

また同年、企業（従業員101人以上）や国、地方公共団体の従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件整備を進めるための行動計画を義務付ける「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行されました。

2012年（平成24年）の改正育児・介護休業法では、事業者に対して、3歳未満の子どもを持つ雇用者に対する短時間勤務の措置、所定外労働の免除、介護休業、介護休暇制度が義務付けられています。

2015年（平成27年）8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性活躍推進法が成立しました。同年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を柱に男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

そして、2018年（平成30年）5月、政治分野における男女共同参画を推進するため、その基本原則、並びに国及び地方公共団体の責務を明示した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されています。

6 福岡県の動向

福岡県では、1978年（昭和53年）、県知事を会長とする「福岡県婦人関係行政推進会議」（1991年、女性行政推進会議に名称変更）、並びに「福岡県婦人問題懇話会」（1991年女性政策懇話会に名称変更）を設置し、翌年「婦人対策室」（2001年「男女共同参画推進課」に名称変更）を設置、女性行政の推進に取り組む体制を整備するとともに、2000年（平成12年）に「男女共同参画社会づくり検討委員会」を設置しました。

2001年（平成13年）10月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、第1次福岡県男女共同参画計画を2002年（平成14年）3月に策定し、男女共同参画社会実現に向けた取組みが進められています。

2006年（平成18年）3月に第2次計画、2011年（平成23年）に第3次計画、2016年（平成28年）に第4次計画を策定し、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。また2006年（平成18年）1月、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、「暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害」として、女性への暴力根絶と被害者への支援等に向けた取組みが強化されています。

この間、1996年（平成8年）には、「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」を開設し、男女共同参画を推進する拠点施設として取組みを推進しています。

また、行政以外の動きとしては、2013年（平成25年）5月に、地元経済界が主導して、女性の活躍を推進する組織「女性の大活躍推進福岡県会議」が発足しています。この会議は、福岡県において、他地域に先駆け、女性の社会進出の促進を図り、その能力と感性をより発揮する社会づくりを推進することを目的として、女性の管理職数・比率等の目標設定、女性の能力、意欲の向上、女性の活躍しやすい環境整備を主な活動内容としています。

7 鞍手町の動向

鞍手町では、すべての人々の人権が保障され、男女が共に喜びも責任も分かち合える「男女共同参画社会」の実現をめざして、2007年（平成19年）5月に、町民1,000人を対象とした「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

2008年（平成20年）8月には、「鞍手町男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けた検討を重ね、2009年（平成21年）3月に男女共同参画への取組みの総合的な道標となる「鞍手町男女共同参画基本計画（以下「第1次基本計画」）」を策定し、同年4月には、「鞍手町男女共同参画推進条例」を制定し、そのダイジェスト版をすべての家庭に配布して周知を図りました。

2013年（平成25年）7月には、町内の事業所を対象とした「鞍手町男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施し、その結果を基礎資料として、第1次基本計画での課題等を踏まえつつ、「第2次鞍手町男女共同参画基本計画（以下「第2次基本計画」）」を策定しました。

また、町及び鞍手町男女共同参画ネットは、毎年それぞれに講演会等を開催し、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を講じてきました。

その他の取組みとしては、2016年（平成28年）に女性の活躍推進福岡県会議で町役場として「平成32年度までに係長級以上の女性職員の割合を、平成27年度の実績17%から8%引き上げ、25%以上にする」とする女性管理職数値目標を自主宣言するとともに、2017年（平成29年）には北九州市と町を含む近隣16市町^{※1}の全首長で「北九州都市圏域イクボス^{※2}宣言」を行いました。

このような取組みを進める中、計画策定に向けて2018年（平成30年）、町内の事業所及び町民を対象として男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を基礎資料として、町の課題と今後求められる施策を盛り込んだ「第3次基本計画」を策定し、町の新たな男女共同参画の取組みを進めます。

※1 近隣16市町：直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町。

※2 イクボス：部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮、理解のある上司



第2部 計画の内容



第2部 計画の内容

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現を阻害する恐れがある社会通念、慣行、偏った意識、制度等を改め、男女が互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、町民の想い、夢や希望を大切にしながら、人々の力が発揮できる環境を創り出すことにほかなりません。

この男女共同参画社会を実現するためには、働く場において性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるように、これまで男性に多くみられてきた長時間労働などの働き方を見直し、家事や育児、介護などの家庭生活を男女が共に担いながら、仕事との調和を図っていくことが必要です。

また、地域、町、企業等の社会活動における意思決定や方針決定の場への女性の登用及び女性の参画が拡大することで、女性視点での新しい改善策等が提起されるため、多様な人々が暮らしやすい社会へとつながっていきます。特に、近年頻発する災害に対しては、地域の力が重視されているため、女性の力が必要です。

一方、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その被害者の多くは女性です。女性の暴力被害の救済を含め、経済的、社会的に弱い立場にある人々への差別の防止や支援体制の充実を図り、安心して暮らせる環境整備を行うことが必要です。

この第3次基本計画では、第2次基本計画の6つの基本理念を引き続き掲げつつ、上記の観点を基本目標に盛り込み、新たに各基本目標における具体的な数値目標としての成果指標を設定して、町が町民とともに目指すべき姿を明確化することで、男女共同参画社会実現に向けた取組みを進めていきます。

基本理念

- 1 男女が人としての尊厳を重んじられること
- 2 性による差別的取扱いを受けないこと
- 3 男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮する機会が確保されること
- 4 人権侵害である、あらゆる暴力が根絶されること
- 5 固定的な性別役割分担意識をなくし、家庭生活・地域活動などと仕事とが調和できること
- 6 国際的な規範や基準、指針等世界的な取組みと連動して進められること

2 計画の体系図

第3次鞍手町男女共同参画基本計画 体系図

基本理念

- 1 男女が人としての尊厳を重んじられること
- 2 性による差別的取扱いを受けないこと
- 3 男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮する機会が確保されること
- 4 人権侵害である、あらゆる暴力が根絶されること
- 5 固定的な性別役割分担意識をなくし、家庭生活・地域活動などと仕事とが調和できること
- 6 国際的な規範や基準、指針等世界的な取組みと連動して進められること



3 施策の展開と主要な施策・事業

■基本目標1 働く場における男女共同参画

(鞍手町女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画)

【現状と課題】

少子・高齢化による労働力人口の急減、並びに急速な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や、人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応するためにも、あらゆる分野への女性参画の拡大は、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点からも極めて重要です。

特に働く場において、女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況を踏まえると、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現できるように職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させることが必要となっています。

一方、国では、女性の活躍の場の提供主体である事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性活躍推進法」を平成27年8月に成立させ、女性の職業生活における活躍を重点的に推進しているところです。

また法制面の整備や生活様式の変化、就業意欲の高まりにより、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる等、女性の社会参加が進んできましたが、昇進、昇格の差や、パート雇用などによる賃金格差、結婚や出産、育児のために仕事を辞めざるを得ないなど、女性が自分の能力を活かして働き続けるには厳しい環境です。

このような環境の中で、個々の事情や希望に応じて、仕事・家事・育児・介護・地域活動・自己啓発などの活動を行うことができ、充実感を持って生活できる社会を築くためには、ワーク・ライフ・バランス^{※1}の推進が不可欠です。

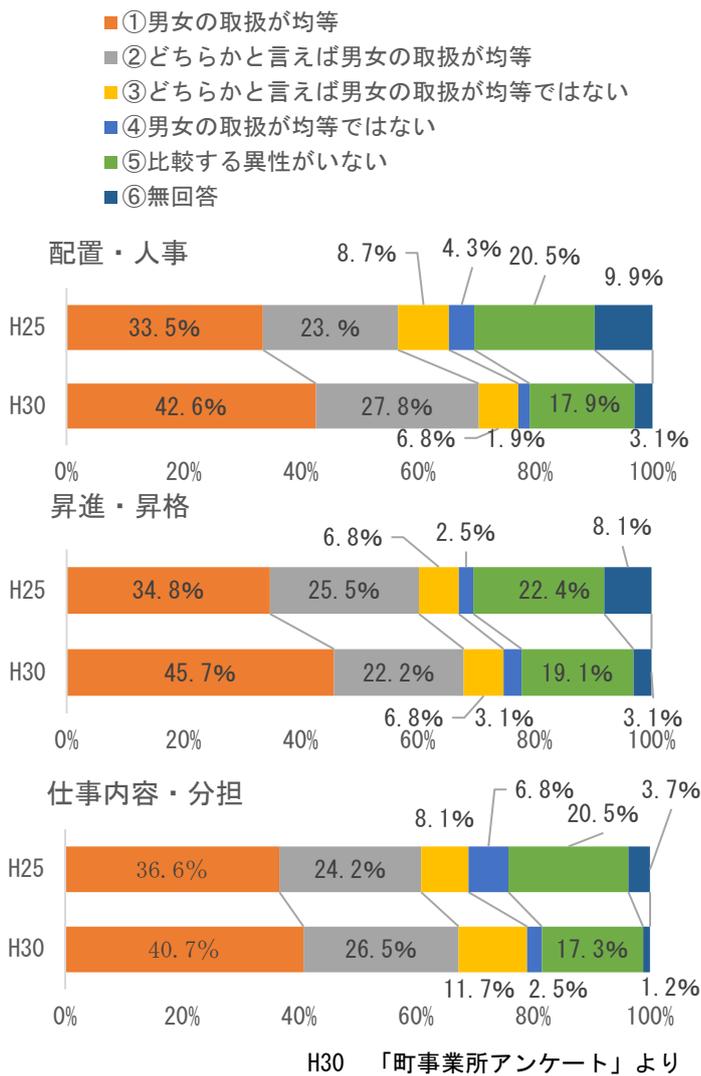
また、町が平成30年に事業所に対して行った男女共同参画に関する事業所アンケート（以下「町事業所アンケート」という。）では、仕事内容や教育・研修の機会、昇進・昇格など職場における男女の均等な条件整備（図1）は、平成25年に町が事業所に対して行った意識調査（以下「平成25年町事業所アンケート」という。）に比べて改善傾向にありますが、運用面では課題も多く、実際の管理職への登用、昇進・昇格（図2）などにおいては男女差が依然として解消されていない状況にあることが伺えます。

男性も女性も平等に、自分の個性と能力を発揮して暮らすことができる男女共同参画社会を実現させるためには、町民の意識が変わることが重要なのはもちろんですが、それだけでは十分とはいえません。それらを可能にする仕組みづくり、環境づくりのため、町民・事業所双方への周知・啓発が欠かせません。

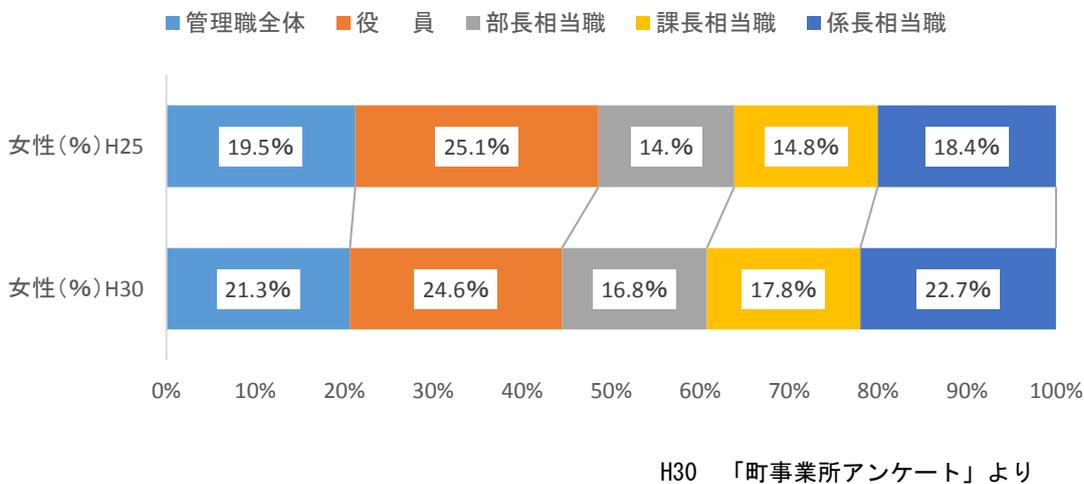
男女が仕事と家庭の両立ができるような社会的支援体制の整備・充実、働く場での男女平等の推進に努め、男女が共に持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

※1 **ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と家庭の調和」のこと。すべての人が人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動を、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら生活が発展できる状態。

■ 事業所における男女の取扱について（図1）



■ 町内事業所における管理職に占める女性比率（図2）



国の法整備や就業意欲の高まり等により、共働き世帯数が半数を超え、雇用形態も多様化する中で、働き盛りの男性の多くは、依然として長時間労働、仕事中心の生活で、家事・育児等に関わる時間が非常に短く、また、育児休業の取得率も極めて低い状況です。

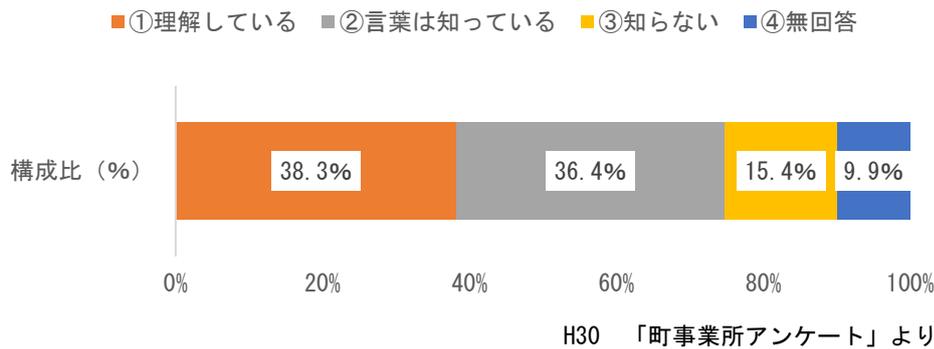
働く男女が就労を続けていくためには、職場での不合理で固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。男女共同参画が「女性だけの問題」ではなく、男性や企業にとっても、また社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることが必要です。

少子高齢化に伴う労働力不足など、社会の変化に対応し、また個々の多様な働き方や暮らし方を実現するには、家庭生活・地域活動などと仕事の調和を図るワーク・ライフ・バランスが不可欠です。町事業所アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには（図4）、残業時間を減らすなどの年間労働時間を減らすこと、各種休業制度を利用できる環境づくり、働くことに対する家族など周囲の理解を重要視する結果となっています。

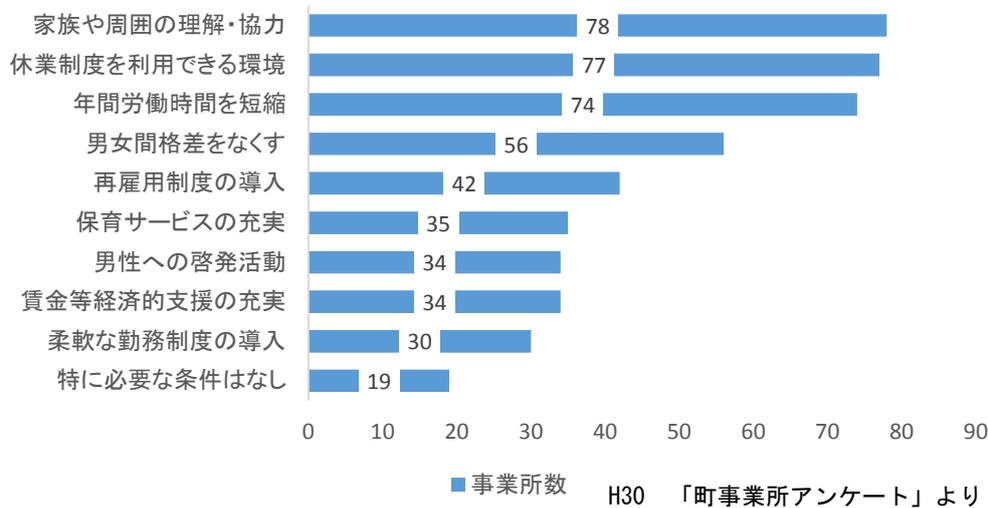
今後、企業にとって、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことはコストではなく、生産性や従業員満足度の向上、有能な人材の確保等に繋がり、ひいては社会的信用等をもたらす企業の中期的な経営戦略の一つであるという認識を更に広めていきます。

一方、町が平成30年に行った男女共同参画に関する住民アンケート（以下「町住民アンケート」という。）からは、「仕事、家庭、地域、個人の生活を優先」を理想の生活とする人の割合（図5）は29.5%を占めながら、実際の生活では「仕事、家庭、地域、個人の生活を優先」している人の割合は6.8%となっており、理想と現実の落差が浮き彫りとなっていることがうかがえます。男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民・事業者双方への啓発とともに、社会環境の整備を進めていきます。

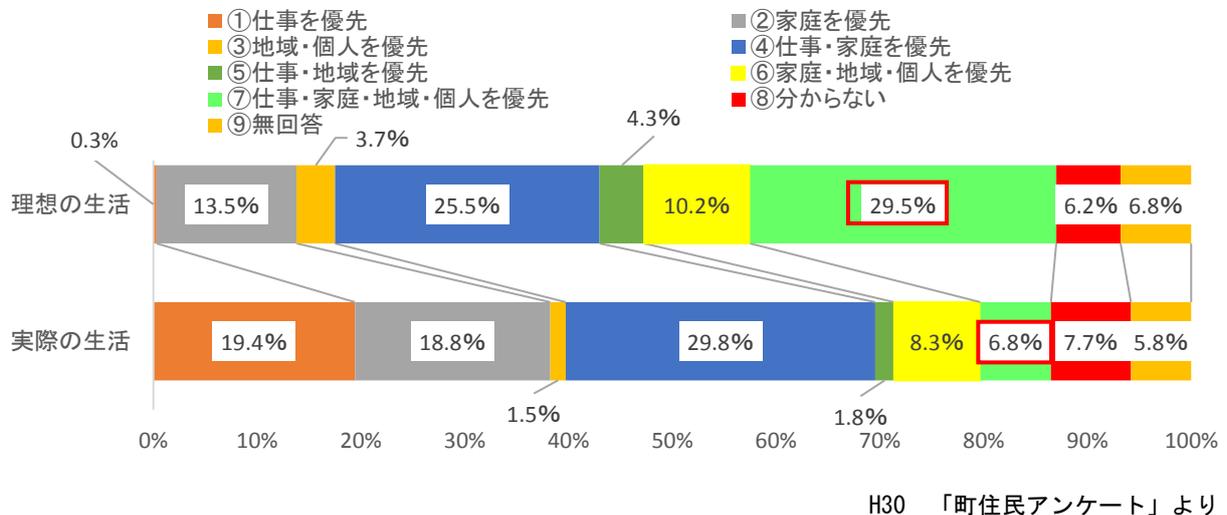
■ 町内事業所のワーク・ライフ・バランス認知度（図3）



■ ワーク・ライフ・バランス実現のために必要な条件（図4）



■ 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について（図5）



【基本目標 1 重点目標 1 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
家庭における男女共同参画の推進	福祉人権課 総務課 地域振興課	① 男女がともに家庭生活とその他の活動をバランスよく行い、多様な生き方を選択できる社会づくりを行うため、講演会や講座等を開催します。 ② 女性に限らず、男性も育児休暇・介護休暇を取りやすい職場づくりを行うと共に、町民や各事業者等に対して制度の普及・啓発を行います。 ③ 仕事と生活の調和のとれた生活が、人生の各段階に応じて豊かに生きるために大切であることを周知するとともに、企業に対して長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得促進の働きかけを行います。
子育て支援体制の充実	福祉人権課	鞍手町子ども子育て支援事業計画に基づき、保育サービスや放課後児童健全育成事業等地域における一層の子育て支援サービスの充実を図ります。
事業主に対する支援	地域振興課	企業における女性の積極的登用、職域拡大等、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を取り入れた事例や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む事例を紹介し、企業の自主的取組みを支援します。
育児・介護休暇の取得推進	総務課 地域振興課 福祉人権課	育児・介護休業法の周知・徹底・普及を行い、男女が仕事と育児・介護を両立させながら働き続けることができる環境の整備を行います。

平成9年、男女雇用機会均等法が改正され、雇用の場における男女の差別の禁止と、母性を尊重し充実した就業生活を営むことが定められました。しかし、採用される男女比率の差、待遇の差、昇給、昇格の差など依然として憂慮すべき状況が存在しています。

本町の女性の労働力率（図6）は、福岡県に比べると緩やかではありますが30歳～34歳を底とするM字カーブを描き、結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。妊娠・出産、育児休業等の如何に関わらず、就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な働き方を選択できるメリットもある反面、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状は、男女の賃金格差の一因ともなっています。国では平成29年に「働き方改革実行計画^{※1}」を策定し、非正規雇用の処遇改善を含めた働き方改革を推進するための取組みを推進しており、町でも国、県の動向を注視しながら労働制度の変更に関する周知及び啓発、また起業なども含めた柔軟な働き方の選択の支援など取組みを進める必要があります。

一方、町事業所アンケートでは、事業所管理職全体における係長相当職以上の女性の占める割合（図7）は21.3%で平成25年町事業所アンケートと比べ、増えてはいるものの大きな改善はなく、意思決定過程への女性の登用はなかなか進んでいない状況がうかがえます。

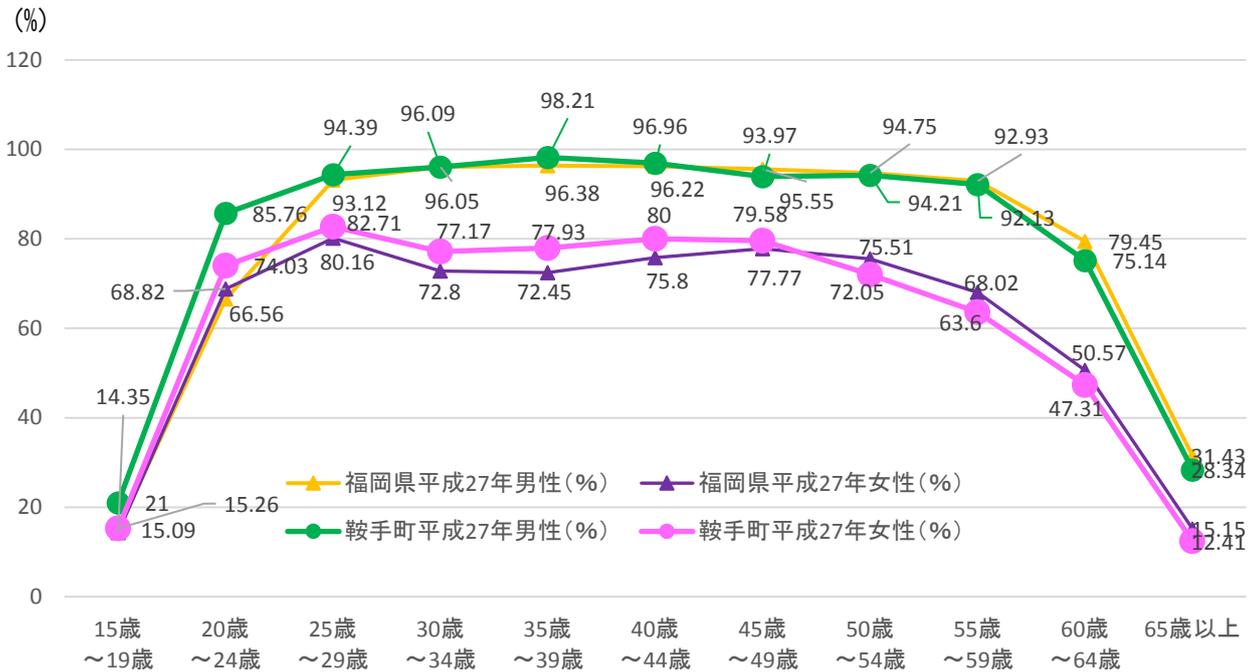
働く男女が就労を続けていくためには、職場での不合理で固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。男女ともに希望に応じた多様な働き方の実現に向けて、町民・事業者双方への啓発とともに、社会環境の整備を進める必要があります。

また本町役場の取組みとして、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づき、特定事業主として女性の活躍推進に向けた数値目標や取組みを定めた「鞍手町特定事業主行動計画」を平成28年4月に策定しています。「鞍手町特定事業主行動計画」では、本町役場での管理職及び管理職候補者（係長級以上）のうち女性の割合を25%（平成32年度）とすることを目標としており、本町役場における意思決定過程への女性の参画の推進を図ります。

働く場における様々な制度の周知徹底を図り、女性も男性もその性により差別されることなく、能力を十分に発揮できる労働環境づくりを行います。

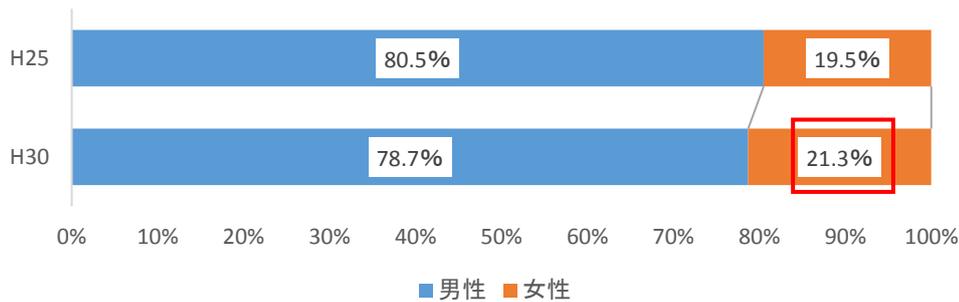
※1 **働き方改革実行計画**：平成29年7月、国は労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として「働き方改革実行計画」を策定。①非正規雇用の処遇改善 ②賃金引き上げと労働生産性の向上 ③長時間労働の是正 ④柔軟な働き方がしやすい環境整備 ⑤病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障がい者就労の推進 ⑥外国人材の受入れ ⑦女性・若者が活躍しやすい環境整備 ⑧雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実 ⑨高齢者の就業促進 の9分野について19項目の対応策と行程表を示した。

■年代階級別労働力率（福岡県、鞍手町）（図6）



H27 「国勢調査」より

■事業所管理職における係長相当職以上の女性比率（図7）



H30 「町事業所アンケート」より

【基本目標 1 重点目標 2 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
企業における女性の参画の促進	地域振興課	企業の実情を踏まえた上で、関係機関と連携して、女性の参画促進に向けた取組みを推進します。
働く場における男女平等の実現	地域振興課 農政環境課	① 男女雇用機会均等法の周知・徹底を図るため、農業、林業・商工業・企業等あらゆる働く場において、男女共同参画意識の浸透をめざした啓発活動を行います。 ア) 募集・採用での、男女に平等・公平な就職機会の保障 イ) 配置・昇進における男女平等 ウ) 定年・退職・解雇における男女平等 ② 女性がすべてのライフステージ ^{※1} において、働き続けることができる環境の整備を行います。
働く女性の能力・人材開発の支援	地域振興課	働く女性が十分に能力を発揮でき、また、労働関係情報や研修企画が提供されるよう多様なニーズに対応した支援の充実を図ります。 ① 働く女性への労働に関する広報と情報提供 ② 働く女性の能力・人材開発のための研修の実施 ③ 働く女性の交流の場の提供 ④ 相談体制の充実
女性の非正規労働環境の整備	地域振興課	女性の非正規労働者の労働条件の確保及び改善対策の推進のため、労働基準法、労働契約法、育児・介護休業法などの法令を適正に運用するよう、事業主に対して周知・徹底を行います。
パートタイム労働法に沿った適正な雇用管理の推進	地域振興課	短時間労働者についても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法などの労働者保護法令はすべて適用されるため、事業主に対してこれらを周知・徹底すると共に、適正な雇用管理を推進します。

※1 **ライフステージ**：人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。

施策・事業名等	担当課	施策の概要
多様な働き方の普及	地域振興課	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法などの法制面の整備は進んでいますが、現実には、結婚、出産、育児を機に仕事を中断、復帰後はパートタイム労働などの非正規雇用として働く女性の割合は、女性の就業者の半数を超えています。国が推進する「働き方改革実行計画」の取組みを注視しながら、労働関係情報の提供、就業意識の啓発、再就職への支援、ライフスタイルに応じた多様な働き方を可能にするための支援を行います。
女性の再就職の支援	地域振興課	就職に関する情報提供や講座の開催、各種資格の取得、技能修得のための講座など働き方の選択を広げるための支援等を通じて、結婚や出産等で仕事を離れていた女性の再就職を支援します。
男女間の賃金格差・M字カーブの解消	地域振興課 福祉人権課	男女間の賃金格差・M字カーブ解消のため、子育て中や介護中の女性が安心して就職できるよう、社会全体で子育てを支援する環境づくりのための施策など、育児や介護と仕事を両立する支援策の充実を図ります。
行政における政策・方針決定の場への女性の登用の推進	総務課	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制作りなど、町が事業者の模範となるための取組みを進めます。
企業における政策・方針決定の場への女性の登用の推進	地域振興課	働く場において、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、働きやすい職場環境がつけられ、男女がその能力を十分に発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会の実現を目指します。
農業・林業・商工業における政策・方針決定の場への女性の登用の推進	地域振興課 農政環境課	農業・林業・商工業に従事する女性の活動を支援し、学習機会の提供及び家族経営協定の締結などによる経営参画の推進を図り、女性の地位向上のための環境づくりを進めます。

基本目標 1 成果指標

基本目標 1 「働く場における男女共同参画」について、その達成のため、次の 3 つを指標として設定し、施策を推進していきます。

指 標	現 状	目 標
実際の生活で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を優先している住民の割合	6.8% (H30 年度)	30% (H35 年度)
保育所等利用待機児童の解消	15 人 (H29 年度末)	0 人 (H35 年度)
町役場における係長級以上の女性職員の割合	17.1% (H30 年 4 月)	25% (H35 年度)

■基本目標2 地域・社会活動における男女共同参画

【現状と課題】

人口が減少する中、住みよい地域づくりを進めるには、男女がともにその意思決定に参画していくことや、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、様々な世代が地域活動を担い、支え合うことが必要となります。

しかしながら本町における意思決定過程への女性の参画度合いを示す一つの目安となる、審議会等の委員の女性割合（図8）は23.5%（平成29年4月1日現在）で、福岡県内市町村の平均値を下回っており、第4次福岡県男女共同参画計画の目標値（平成32年度）の40%に達していません。

地域活動の状況に目を向けると、町の自治会については平成24年4月から平成30年12月現在まで女性の区長は0名となっており、様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、女性が地域の意思決定の場に十分に参画できているとは言えない状況にあります。人口が減少する中、男女とも希望に応じて安心して働き、子育てをすることができる地域づくりを進めるには、男性だけ、女性だけの取り組みではなく、全体で取り組み、広く町民の意見を反映させていくことが必要となります。

最も身近なコミュニティである地域社会の活発な活動は、地域の様々な課題の解決に大きく寄与しているところですが、その活動を推し進めるために人材の育成が欠かせません。地域活動に、幅広い層の町民が参加・参画できるように地域ネットワークの構築及び活動団体に対する支援が必要です。

また、平成23年に発生した東日本大震災や近年頻発する災害からの教訓として、平常時より男女共同参画の視点を取り入れた防災対応を行うとともに、様々な立場の人に配慮した防災意識が求められています。

男性も女性も性別にかかわらず、平等に学ぶことができ、個性と能力を発揮できる場に積極的に参画できる環境をつくり、男女が多様な意見を反映し、共に喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を推進し、バランスの取れた活力あるまちづくりを目指します。

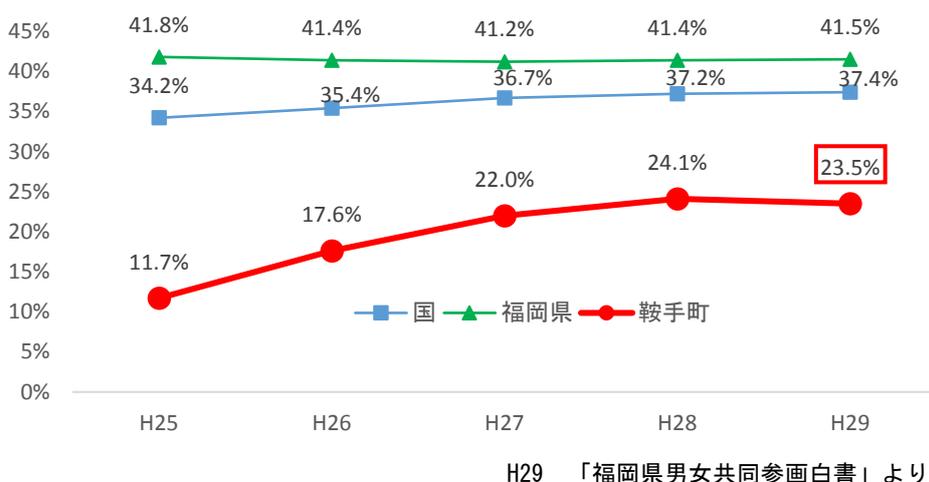
国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」の目標を達成するため、今後、分野や実施主体の特性等に応じた実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）※1の推進など、取組みを強化するとしています。

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されることが重要です。町の政策、方針決定過程や職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画することで、新しい視点が提起され、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となる社会を目指します。

町の状況に目を向けると、町の審議会等に占める女性委員の比率（図8）は、少しずつ増加しているものの第5次総合計画の中の目標値には及ばない状況にあることから、庁内の関係機関へ働きかけを行うなど今後も引き続き女性委員の登用促進に取り組めます。

一方、地域の様々な団体においては役員や長の立場に女性が少なく、女性が参画することへの意識づくりが必要です。これらの団体に対して、女性の参加促進の重要性・必要性について理解を深めるため周知・啓発や情報提供を進めます。

■ 審議会等に占める女性委員の比率（国・福岡県・鞍手町）（図8）



※1 ポジティブアクション（積極的改善措置）：男女が社会の多様な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブアクションの導入が必要となる。

【基本目標 2 重点目標 3 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
町における政策・方針決定の場への女性の登用の推進	総務課 福祉人権課	審議会等の委員構成や選任方法の見直しを図るなど、委員改選期の事前協議を徹底し、女性の参画促進及び女性委員のいない審議会等の解消を図ります。
地域の意思決定過程への女性の参画	総務課	地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住よい豊かな地域社会を目指します。
女性が能力を発揮できるための支援	総務課	女性が、これまでの固定的な役割分担に束縛されず、個性と能力を十分発揮できるよう学習や研修の機会拡大を図り、リーダーとしての資質向上の機会提供を行います。

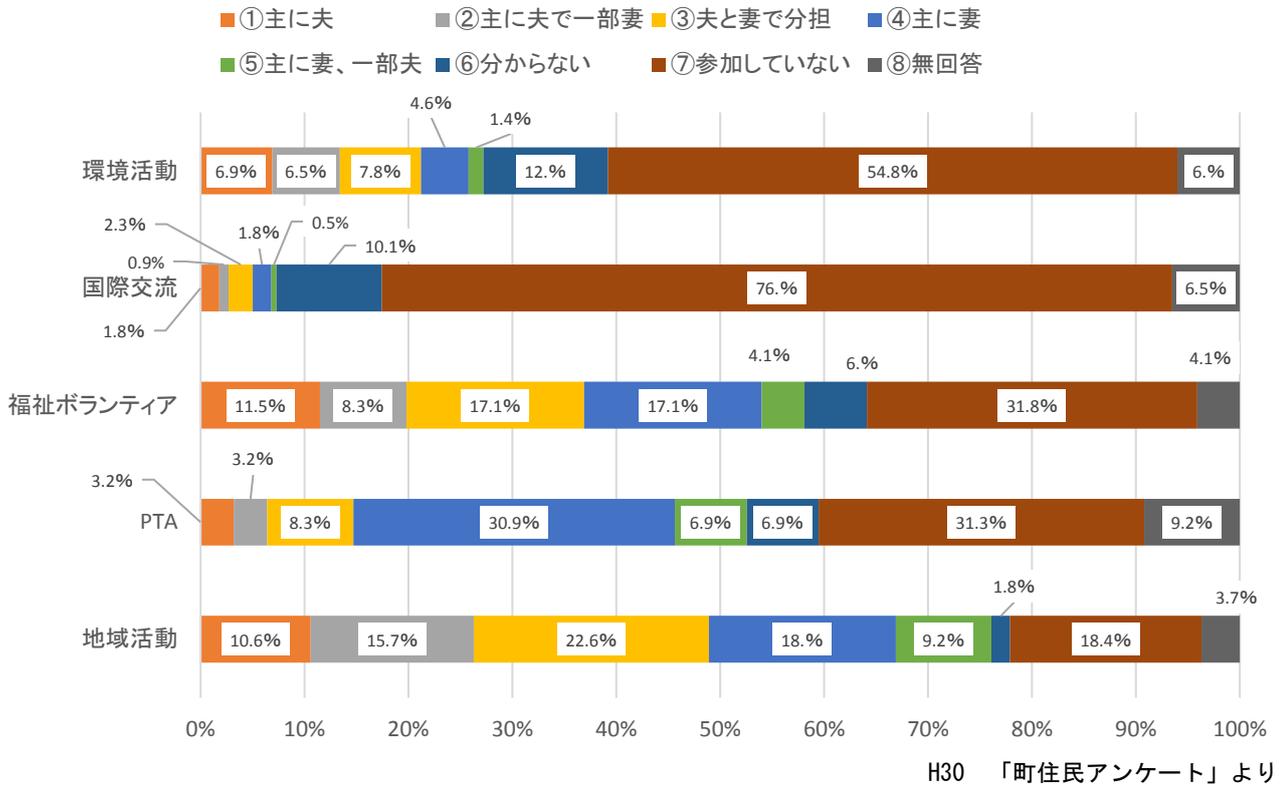
近年、地域社会における連帯意識の希薄化が進む状況にあります。一方で、福祉や教育、環境整備、防犯・防災など多くの分野において地域の力がいっそう求められており、地域活動やボランティア活動の重要性が再認識され、男女を問わず多様な力が必要とされています。

高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等様々な地域の活動（図9）は、男性と女性でそれぞれ分担しつつも、活動分野によっては女性が主に活動していることが町住民アンケートからうかがえます。時間的余裕のある人が地域活動を担わざるを得ない状況があるため、今後は働く男女が参画しやすいように見直すことも必要です。地域の活動が、性別や年齢などにより固定化されず、様々な世代の男女が参画できるよう、男女共同参画の視点に立った活動が求められています。

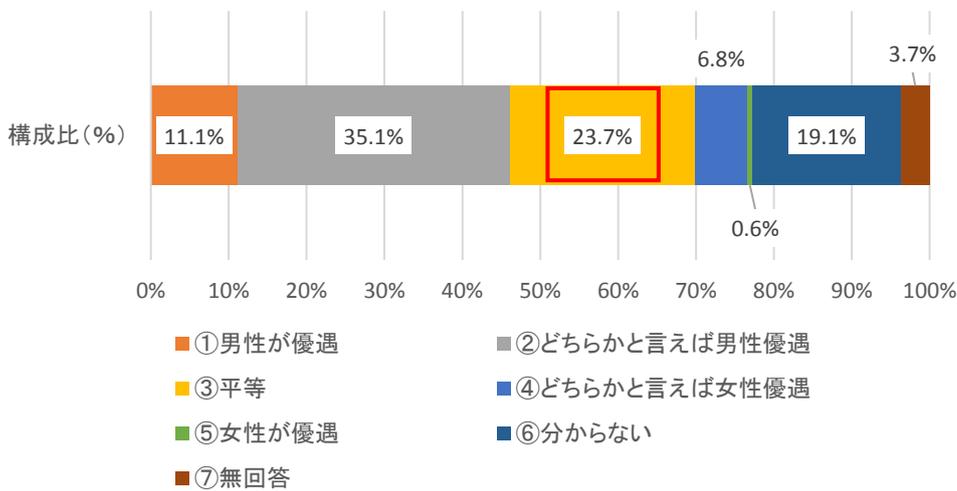
一方、地域社会における活動の会長等の役職は、男性が多く占めている現状があります。地域での活動に、男女の対等な関係が定着するように啓発などの取り組みが必要です。

地域活動が従来の組織の枠組みを超えて広がり、男女共同参画の視点を持って展開されるよう、自治会をはじめとする地域諸団体への意識啓発の働きかけ、女性自らが地域で力をつける取り組みに対する支援、女性リーダーの育成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

■ 地域活動は主に誰が行っているか (図 9)



■ 地域活動の中での男女平等について (図 10)



【基本目標 2 重点目標 4 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
地域活動における男女共同参画	総務課 福祉人権課	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域組織への女性の参画や地域における活動等を支援し、男女が共同して取組んでいくことを推進します。 ② 男女共同参画推進に向けた活動を行っている団体への情報提供、支援を行います。 ③ 女性団体相互の情報交換や、男女共同参画の研修などの支援を行い、地域への女性の参画を推進します。
防犯・災害復興分野における男女共同参画の推進	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における防犯パトロール等の活動を支援し、防犯意識の高揚を図り、地域防犯活動に、男女が共同して取組んでいくことを推進します。 ② 地域内の防災点検活動、防災訓練などへの女性の参画を促すと共に消防機関等と協働する地域防災体制づくりを推進します。 ③ 災害発生後の避難場所や救護所の開設、運営等において男女の要望の違いに配慮できるよう女性の参画を図ります。 ④ 現在女性委員が少ない防災に関する委員会等にも、町民の代表として女性の参画を図ります。
まちづくり・地域おこしへの男女共同参画の推進	地域振興課	地域づくりを推進する活動や、地域の文化、産業に男女が共に参画し、新たな視点で見直すことにより、まちづくり・地域おこしを進め、地域全体の活性化を図ります。
地域活動・ボランティア活動等への参画推進	総務課 福祉人権課	男女が、地域で共に参画できる各種地域活動やボランティア活動等への参画を推進すると共に、地域活動やボランティア活動団体についての情報提供を行います。

活力あるまちづくりの実現は、行政だけでは不可能です。町民と一体となったきめ細かい活動が、真に住みよいまちづくりの実現を可能とします。

これから人口が減少する局面を迎える中で地域の様々な課題の解決のためには、女性が地域の意思決定に参画していくことや、働く世代の男女が活動を担っていくことなど、地域活動の担い手の多様化が求められています。そのため、鞍手町社会福祉協議会、ボランティア団体などの各種団体と連携し、男女が共に高齢者福祉や子育て、障がい者福祉、防災・防犯活動、環境活動等、様々な活動で力を発揮できるよう、様々な研修や講演会への参加を呼びかけ、男女共同参画社会づくりに向けた実践活動をリードしていくような人材育成を支援します。

また、女性が主体的に活動している団体による地域活性化や地域の課題解決に向けた取組みを支援することで、地域づくりへの女性の参画を促進するとともに人材育成を進めます。

【基本目標 2 重点目標 5 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
各種団体・人材の育成	福祉人権課 農政環境課 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ① 広く町民に対し、実践に役立つ学習・研修機会の提供、講演会への参加を呼びかけます。また、自主的な学習活動の支援を通じ、男女共同参画の推進を担う人材を育成します。 ② 介護予防リーダー養成研修や手話・点字教室などを通じて高齢者や障がい者のサポートができる人材の育成などを行います。 ③ 農林業経営における農業経営士の育成や、家族経営協定者^{※1}の増加、農業組織の強化を図ります。 ④ 商工会等の活動を通じて、地元商業の活性化を図ります。 ⑤ 様々な機会をとらえて、日頃から地域活動の方針決定過程に女性が参画していく必要性について理解を促し、諸団体役員への女性の就任を進めるための提案など働きかけを行います。

※1 家族経営協定：家族全員が、意欲と生きがいをもって魅力的な生活、農業や自営業経営に取り組むための家族間でのルールづくり。家族経営の中で「個人」の立場を大切に、給料の支払いや休日、経営移譲について取り決めることである。家族それぞれの役割や働く条件が明確になり、責任ややる気が増してスムーズな生活と経営の向上に役立つ。

日本における男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」、「北京行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」など女性の地位向上に関する国際的な規範や基準、指針等世界的な取組みと連動して進められてきました。

そのため、推進条例においても、男女共同参画を進める上での基本理念の一つとして「国際協調」を掲げています。

国際社会の課題と取組みに関心を深めることは、本町における男女共同参画を進める上でも必要であり、国際的な規範や基準、取組みの方針を町民に周知するとともに必要に応じて町の取組みに活用していくことが求められています。

本町でも在住する外国人と関わる際に、習慣や言葉の壁によるコミュニケーション不足など、日常生活での不安を感じる場面も想定されるため、職域、学校、地域、家庭などにおける周囲の理解と支援が必要です。

今後も、町民の国際理解を深めるとともに、国際交流の推進を図り、男女共同参画の視点に立った地域活動の可能性を広げていく取組みを行っていきます。

【基本目標 2 重点目標 6 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
国際協調の視点に立った男女共同参画の推進	教育課	国際的な男女共同参画が必要であることを広く町民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を行います。
国際理解の推進	福祉人権課 教育課	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際的な女性問題や人権問題に関する学習の機会の推進を図ります。 ② 町内で生活をする外国人への理解を図り、交流機会の拡大を図ります。 また、在住外国人に対する相談対応や情報提供を行い、人権が守られ、安心して暮らせるような環境づくりを支援します。 ③ 外国語指導者の招致事業を実施する中で、国際性豊かな人材の育成を図ります。

基本目標 2 成果指標

基本目標 2「地域・社会活動における男女共同参画」について、その達成のため、次の2つを指標として設定し、施策を推進していきます。

指 標	現 状	目 標
町審議会等への女性登用率	23.8% (H30年4月)	40% (H35年度)
地域活動の中で男女の地位が平等であると思う住民の割合	23.7% (H30年度)	50% (H35年度)

■基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

(鞍手町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

【現状と課題】

あらゆる暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき緊急かつ重要な課題です。配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は重大な人権侵害であり、被害者の生命や身体、精神にも重大な危害を与えると同時に、子どもの面前で行われると心理的外傷を与えるなど深刻な影響を及ぼします。家庭内もしくは個人的な問題として、他人が介入しにくく、被害者本人も誰にも言えないといった「閉ざされた環境」での暴力であるため、被害が表面化しにくい状況にあります。

性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」という。）は、職場以外でも、教育や医療などの場においても起こっており、防止のための啓発や被害者に十分配慮した相談、保護、自立までの総合的な支援が必要とされています。職務上の地位など職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメントは、セクハラと異なり、未だ防止のための対策は十分とはいえない状況にあります。

今後 DV やセクハラなど男女間の暴力や弱者、少数者等へのあらゆる暴力を根絶するために被害者の保護と支援、相談体制の整備などに努めることが重要です。

一方、ひとり親世帯、高齢者単身世帯等生活上の困難に陥りやすい世帯について、これらの世帯が抱えている様々な問題のため困難な状況に置かれることがないように、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。人権を尊重し、安心して暮らしていくことができるように支援を推進するとともに、生活の安定と自立を社会的に支えていく必要があります。

また、男女が互いに性別による身体の区別を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取組みを支援していきます。

DVは、配偶者や交際相手など密接な関係にある相手を暴力によって支配することです。暴力というと身体的なものと考えられがちですが、お金を渡さない、性的な関係を強要する、大声で怒鳴る、行動を制限するなど、心身に有害な影響を与える言動もDVにあたります。

町住民アンケートで、「暴力を受けたことがある」「言葉の暴力を受けたことがある」と答えた住民（図 11）はそれぞれ 8%、12.6%にのぼり暴力が日常の中でも存在することがうかがえます。

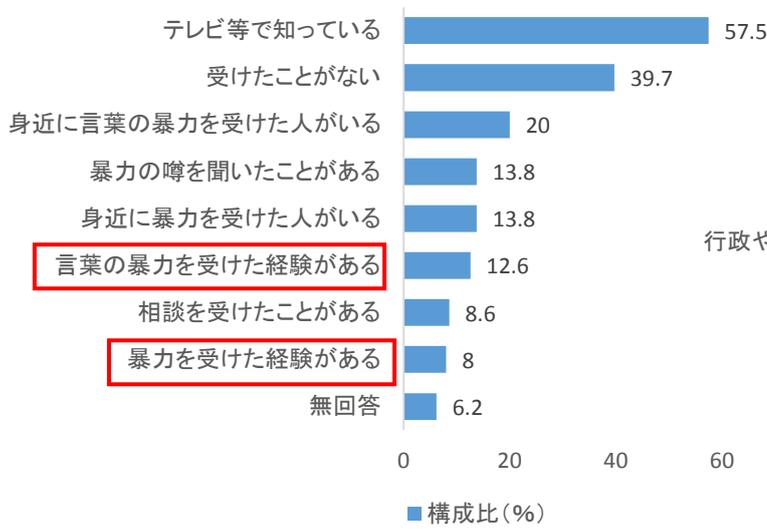
これらについては、基本的な人権の問題でありながら公的関与が十分ではなく、近年になって「DV防止法」、「ストーカー規制法」や「児童虐待防止法」などが法的に整備されました。制度を住民に広く浸透させ、暴力の早期発見、事件の未然防止、早期解決が必要とされています。そのためにも、あらゆる場で暴力根絶の意識啓発を推進するとともに、相談機能の充実や適切な対応についての周知・徹底を図っていきます。

性的な言動で就業の環境を害するなど、本人の意に反する人格侵害行為であるセクハラについては、平成 19 年の男女雇用機会均等法の改正により、雇用管理上の措置義務が規定され、相談窓口の設置や社員研修の実施など企業の実践も進んでおり、町としても引き続き啓発活動や被害者支援を進める必要があります。また性的な嫌がらせのセクハラと異なり、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えてのいじめなど精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなども近年問題となっていることから、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。

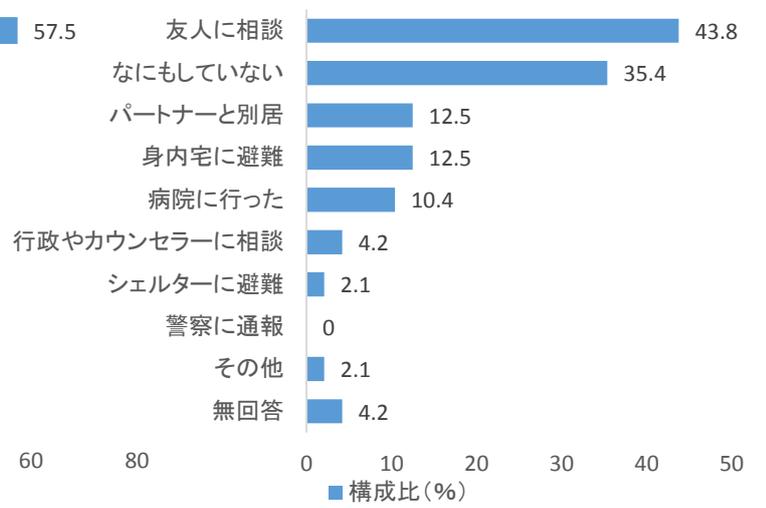
さらに、配偶者等からの暴力と関係の深い児童虐待、育児放棄（ネグレクト）、表面化しにくい家庭内の性被害、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{※1}などインターネット上の新たなコミュニケーションツールを介した性被害、思春期の性や子どもの人権問題などについても幅広く取り組んでいく必要があります。

※1 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのこと。

■ DV 被害の経験 (図 11)



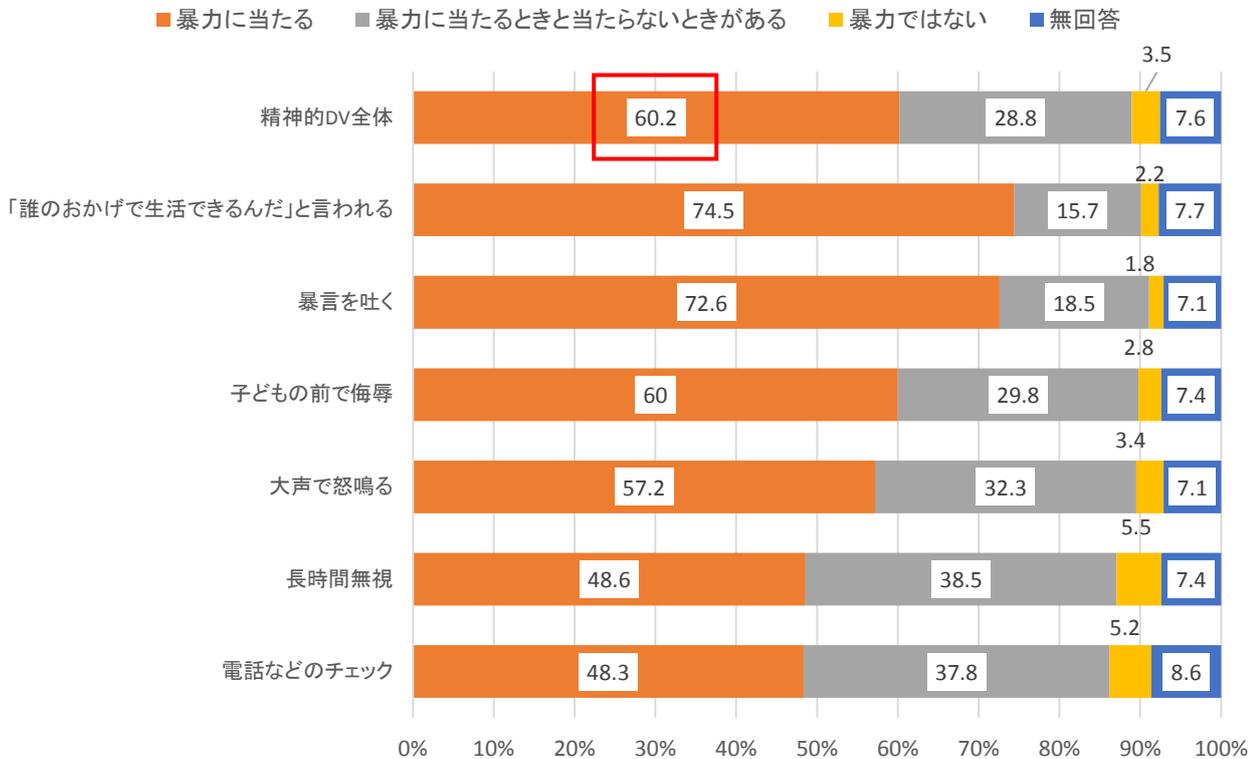
■ 暴力を受けたときの対応 (図 12)



H30 「町住民アンケート」より

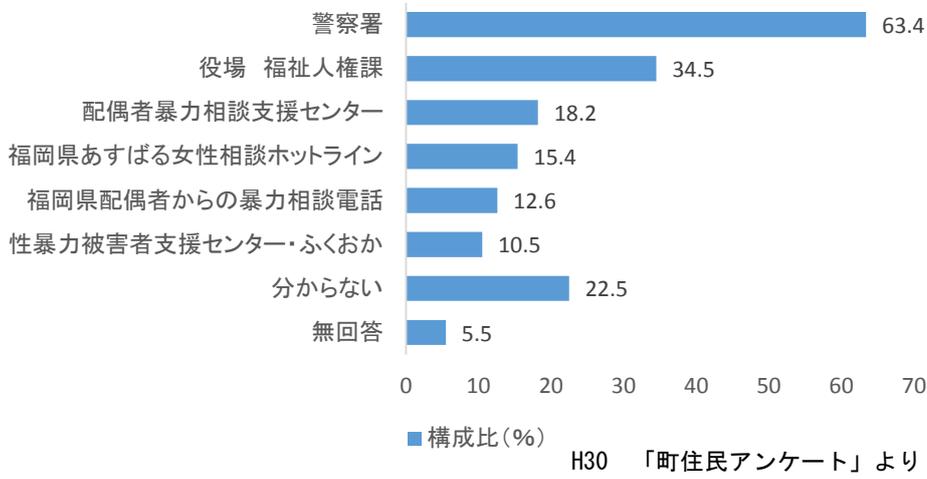
H30 「町住民アンケート」より

■ 精神的 DV を暴力であると認識する人の割合 (図 13)

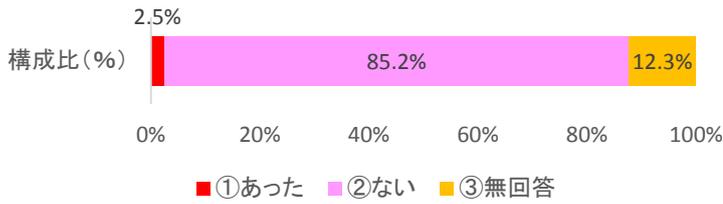


H30 「町住民アンケート」より

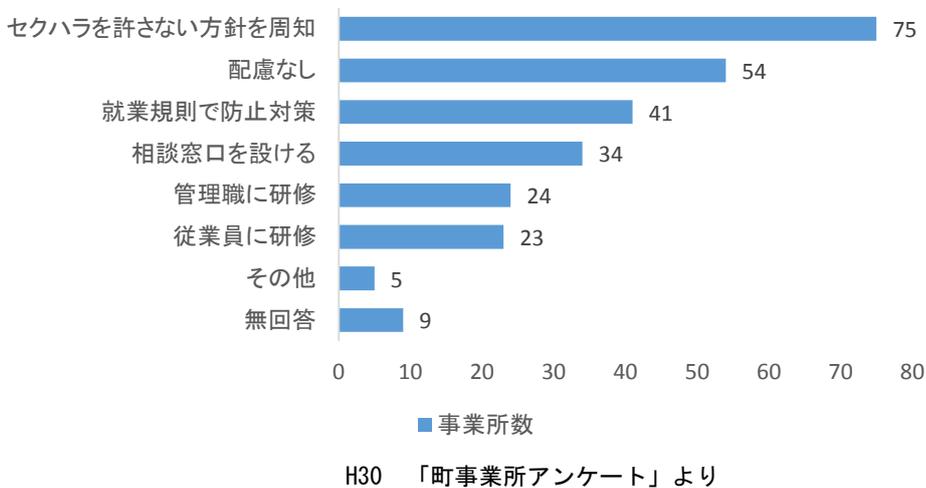
■ DV 相談窓口の認知度 (図 14)



■ 事業所における過去 3 年間のセクハラ相談の有無 (図 15)



■ 事業所のセクハラに関する取組み (図 16)



【基本目標3 重点目標7 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援	福祉人権課 教育課	<p>① 配偶者等からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止</p> <p>ア) 配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。</p> <p>イ) 被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。 ※福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所において配偶者暴力相談センターを設置し、相談に応じています。</p> <p>ウ) 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策等の取組みについて調査、情報収集を行います。</p> <p>② 相談体制の充実</p> <p>ア) 関係機関と連携して、相談体制の充実、配偶者からの暴力と児童虐待は密接な関係にあるため、被害者及び子どもへのケアの視点を持って相談に対応します。</p> <p>イ) 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者の早期発見に努めるため、関係機関と連携を強化します。</p> <p>ウ) 相談や支援に関わる職員に対して研修を行い専門性の向上を図ります。</p> <p>③ 保護体制の充実</p> <p>ア) 配偶者等からの暴力によって危険が窮迫している被害者及び同伴の子どもに対して適切な安全確保及び一時保護を行います。</p> <p>イ) 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。</p> <p>ウ) シェルター（避難所）を運営する民間支援団体の活動を支援します。</p> <p>④ 被害者の自立のための支援</p> <p>ア) 被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう住居、職業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。</p> <p>イ) 町営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。</p> <p>ウ) 被害者の安全を図るため、被害者の情報を保護します。</p>

施策・事業名等	担当課	施策の概要
		⑤ 関係団体との連携 相談や支援にかかわる国、県、民間団体及び町の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ⑥ 高校生等の若年層に向けた DV（デート DV）に関する教育、啓発 最近では、配偶者からの暴力だけでなく、恋人など密接な関係にある相手からの暴力被害が問題となっており、高校生等の若年層を対象とした未然防止のための教育や啓発を行います。
性犯罪・ストーカー行為などの防止対策の強化及び被害者支援	教育課 総務課 福祉人権課	性犯罪・ストーカー行為は、長期間にわたって心身に影響の出る犯罪ですので、町民に対して広報等で犯罪に遭わないよう注意を呼び掛けます。さらに、警察等の関係機関と連携して、被害防止対策に努め、被害者に対しては、被害者の立場を考慮しつつ、関係機関間の相談体制を充実させるとともに、早期解決、再発防止の啓発に取り組めます。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の防止及び被害者支援	教育課 地域振興課 福祉人権課	① セクハラ防止について理解を促進するため、町民や企業に対して啓発を進めるとともに、相談窓口（役場 福祉人権課）や対応策について情報提供を行います。 ② 町職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。 ③ 学校現場における教職員間、教師と児童、生徒間のセクハラを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。 ④ セクハラに関する相談や、支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に取り組めます。
様々なハラスメントの防止のための啓発	地域振興課	パワーハラスメント外、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止のため、国、県と連携しながら町内の地域社会や企業等に対して、未然防止のための啓発を行っていきます。

単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加などを背景として、生活上の困難に陥りやすい状況が幅広い層に広がっています。特に貧困については、ひとり親世帯の母子世帯でその割合が高い状況にあります。福岡県が平成 28 年に行った「ひとり親世帯等実態調査」では母子世帯の約 4 割が非正規雇用での就労を行っており、平均年間税込収入は 240.8 万円（図 17）にとどまっています。平成 28 年度国民生活基礎調査によると児童のいる世帯の平均所得金額（図 18）は 707.6 万円となっていることから、母子世帯の経済状態の厳しさがうかがえます。貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな自立支援が必要です。

一方で、町では 65 歳以上を含む世帯（図 19）が全世帯の 57%を占めており、高齢者及び高齢者を支える家族への支援は喫緊の問題です。男性も女性も社会参画と家庭参画の両立ができるよう、介護保険制度の周知や介護予防事業について取組むとともに、男女が共に介護を担うための地域で支える体制づくりが必要とされています。

これからは、社会全体で子育てを支援する環境づくりのための施策、ひとり親家庭への支援策、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられる介護支援策の充実など、多様なニーズに対応し、社会参画と家庭参画を両立するための基盤づくりが求められています。

■母子・父子世帯の年間収入（図 17）

	母子世帯	父子世帯
世帯の年間税込み収入	240.6 万円	404.5 万円

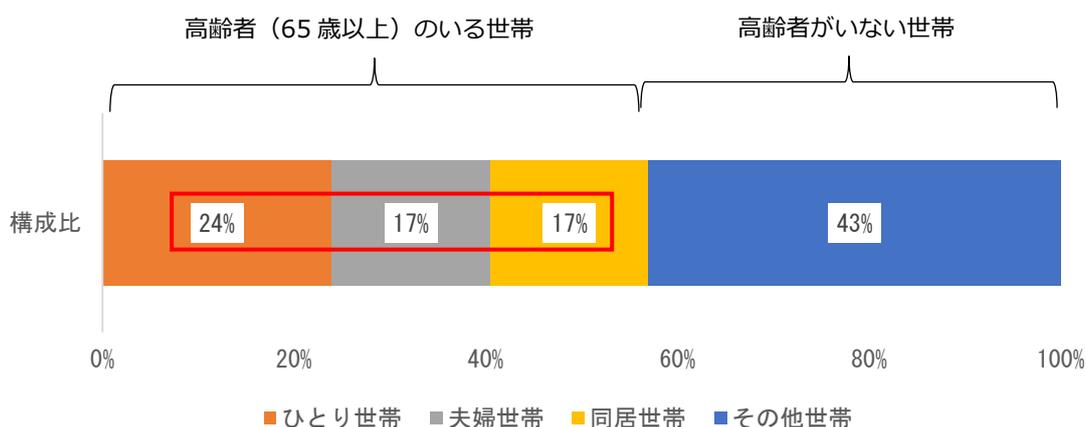
H28「福岡県ひとり親世帯等実態調査」より

■各種世帯の平均所得金額（図 18）

	児童のいる世帯	高齢者世帯	全世帯
平均所得金額（H27 年）	707.6 万円	308.1 万円	545.4 万円

H29「厚生労働省国民生活基礎調査」より

■全世帯に占める高齢者の属する世帯の割合（図 19）



H30.12 月末現在「鞍手町住民基本台帳」より

【基本目標3 重点目標8 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
ひとり親家庭の自立支援	福祉人権課	離婚や死別により、生活の状態が激変する状態にあり、ひとり親家庭の自立が緊急の課題となっています。特に、女性（母親）は、男性（父親）に比べると就業や労働条件が悪く、生活が困難な家庭が見受けられます。そのため、ひとり親家庭に対し、子育てと仕事の両立などを支援するための事業の周知に努めるとともに、ハローワーク等との密接な連携により、就労の促進など、ひとり親家庭の自立・就業や生活に関する相談及び支援体制を充実します。
介護支援体制の充実	福祉人権課	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者・高齢者等介護サービスの充実を図り、介護者を取り巻く環境を整備することで、家族の介護と他の活動の両立を支援します。 ② 介護者の精神的負担軽減を図るため、家族会等、介護者同士の交流の場を提供します。 ③ 保健、医療、福祉の各サービス機関、民生委員、地域住民、ボランティア団体などの協力により、高齢者や障がい者とその家族を地域全体で支える体制づくりを行います。 ④ 地域活動や教育現場等において、障がい者・高齢者とのふれあいの場を提供し、地域社会で支え合う意識の高揚を図ります。 ⑤ 介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。

健康で安心して暮らしていくことは、すべての人の願いであり、一人ひとりが家庭や地域において生きがいを持ち、自立した生活を行うためには何よりも必要です。

町民の自発的な健康づくりのための啓発に努め、健康診査の受診を奨励するなどの施策を通して、町民が生き生きと健康を享受できる環境づくりを推進します。

介護は、家庭において経済的、精神的負担が大きく、介護する側もされる側も大きな不安を抱えながら生活しています。高齢期においても健康で、自らの意思で自立した生活を送ることができるよう、介護予防をいかに実践していくかが重要な課題です。

生涯、健康で過ごすことができるよう介護予防に努めるとともに、高齢者や障がい者が安心して暮らせるような環境づくりが必要です。

【基本目標3 重点目標9 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
高齢者をはじめとする当事者・家族の健康増進	保険健康課 福祉人権課	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センター（くらしの郷）を拠点に高齢者への介護予防事業・総合的な相談支援事業を充実させ、介護予防を推進します。 ② 生活習慣病の予防、健康を目的とした生活習慣の改善に向けた適切な指導を行うため、健康診断の周知・徹底を図ります。 ③ 高齢者や子どもをはじめ、様々な対象に合った各種健康教室や研修会を開催し、健康についての意識の高揚を図ります。
多様な家族形態に応じた支援の充実	福祉人権課 全課	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護が必要な高齢者や障がい者のいる家族に対する支援体制を充実すると共に、各種サービスの周知を図ります。 ② 高齢者や障がい者の地域活動への積極的参加を推進し、介護者の精神的負担の軽減を図るために、広く町民に対し、高齢者や障がい者、介護者への理解の浸透に努め、地域での見守り活動などの協力関係を醸成します。 ③ あらゆる場において、心のユニバーサルデザイン^{※1}の普及を図ります。

※1 ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者、子どもなど、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口開発会議で、「性と生殖に関する健康と権利」という概念が提唱され、女性の人権の重要な課題として認識されるようになりました。

女性は、生命を育み、誕生させる身体のしくみがあり、思春期から妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期と、その人生の段階において、男性と異なる身体の変化の問題に直面します。妊娠や出産の当事者である女性にとって、自分の身体と健康に関する諸問題について自ら選択し自己決定する権利が保障されることは、とても大切なことです。

さらに近年では、青少年の性行動の低年齢化が進み、性に対する知識不足による妊娠・中絶や、性感染症の増加という問題もあり、安全な出産、妊娠、中絶、性感染症の予防、不妊治療、思春期や更年期における健康など、正しい知識をもつことが必要となります。

一方で、性的指向^{※1}や性別違和^{※2}を理由として、生きづらさを感じている人々に対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女共同参画の視点に立ち、身体的、精神的、社会的に良好な状態で生活するために、自らの性はもちろん、お互いの性を正しく理解し、尊重していくための取組みを推進します。

※1 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※2 性的違和：生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

【基本目標 3 重点目標 10 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
「性と生殖に関する健康と権利」 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{※1})に関する意識の浸透	教育課	① 男女がお互いの性について正しく認識するため、すべての年代、生活に応じた学習機会の提供や啓発を行います。特に、子どもの発達段階に応じた性教育の充実を図ります。 ② これらは、人間（生命）尊重、男女平等の精神に基づいて行われ、自ら考え判断し、行動する意思決定能力を身につけるためには、「性と生殖に関する健康と権利」に関する研修も必要ですので、保健師等や関係機関と連携を図りながら、指導を充実します。
生涯を通じた男女の健康支援	保険健康課	思春期、出産期、子育て期、更年期、高齢期と段階に応じて自己管理ができるように、情報の提供や指導を行い、男女の生涯を通じての健康支援を行います。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」のこと。性と生殖に関する問題については、基本的に本人の意思を尊重し、健康で安全な生活を営むことができるようにするという考え方。

基本目標3 成果指標

基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」について、その達成のため、次の2つを指標として設定し、施策の推進をしていきます。

指 標	現 状	目 標
DVに関する相談窓口を「分からない」とする住民の割合	22.5% (H30年度)	11.0% (H35年度)
精神的DVを「暴力に当たる」とする住民の割合	60.2% (H30年度)	80% (H35年度)

■基本目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

【現状と課題】

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた様々な取組みが、国際社会における取組みとも連動して着実に進められてきましたが、長い歴史の中で形づくられてきた固定的な性別による役割分担意識や慣行、性に基づく差別意識から生じる暴力などの多くの課題が依然として残っています。

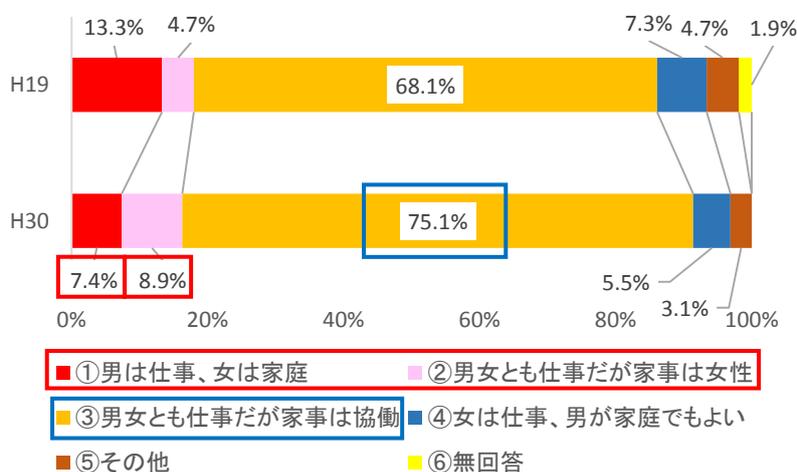
固定的な性別役割分担意識については、平成 19 年に町が住民に対して行った意識調査と町住民アンケートで比較する（図 20）と、平成 30 年では「男女ともに仕事だが、家事は協働」とする考え方が 75.1%を占め、一定程度浸透していることがうかがえます。しかし、「男は仕事、女は家庭」及び「男女ともに仕事だが家事は女性」とする考え方も 16.3%を占めていることから、改善傾向にはあるとはいえ固定的性別役割分担意識が残っている様子がわかります。

男女の間には生物学的な違いはありますが、仕事でリーダーシップを発揮する女性もいれば、家事や育児を得意とする男性もいるなど、女性にも男性にも様々な個性を持った人がいます。

その個性を認め、尊重することは、一人ひとりの自己実現に寄与するだけでなく、豊かでたくましい社会づくりに資することにもなります。

誰もが自立した一人の人間として、平等で自分らしくいきいきと生活するためには、職域、学校、地域、家庭などの活動の場において、真の男女共同参画社会の実現を目指した教育や啓発が必要です。

■「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合（図 20）



H30「町住民アンケート」より

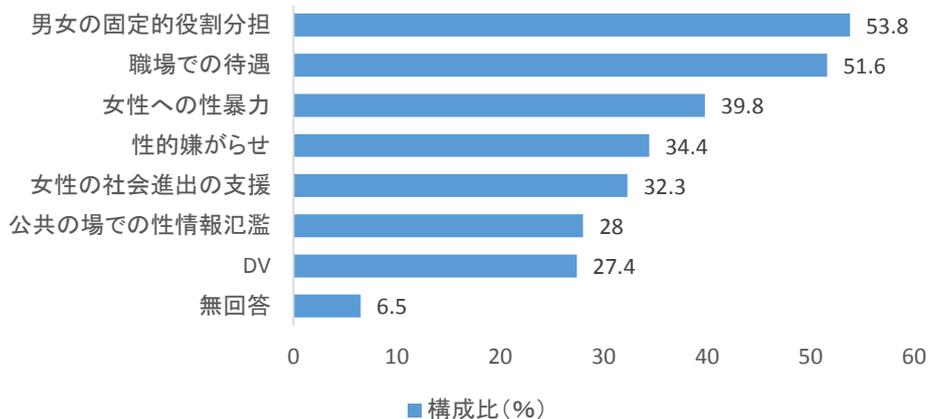
男女共同参画社会の実現を阻害する恐れがある社会通念、慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものであり、あらゆる機会をとらえて意識啓発を行うとともに、男女に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行は見直していかなければなりません。男女平等意識が浸透した社会を目指すには、とりわけ、子どものころからの男女平等教育が重要です。そのため、条例においても教育に携わる者の果たすべき役割を明記しています。

また、男女平等意識が町民に浸透していくには、町が自治組織、町民団体、グループ、NPO等との連携・共働による取り組みが必要です。

さらには、町が町民の取り組み(鞍手町男女共同参画ネットの活動)などを支援するとともに、男女共同参画が必要であることを広く町民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を進めることが、今後求められます。

そのために、ジェンダーに敏感な視点で、町民への啓発や情報提供などを積極的に推進します。

■ 「女性の人権が尊重されてない」と思われること (図 21)



H30「町住民アンケート」より

※1 ジェンダー (社会的性別): 「男・女」という生物学的な性別 (セックス) ではなく、社会的・文化的につくられた性差を示す概念。ジェンダー自体はその意味に良い悪いを含むものではない。

【基本目標 4 重点目標 11 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
職域、学校、地域、家庭など、様々な分野における慣行の見直し	福祉人権課 教育課	職域、学校、地域、家庭など、様々な分野における慣行について、性別による偏りが生じているものはないか、または、生じる恐れのあるものはないか、見直しを呼びかけます。
性別による差別につながる表現の見直し	総務課 福祉人権課 政策推進課	① 町が行う事業や、パンフレット、広報、ホームページ等様々な通信媒体を利用した情報提供をする際に、性別に偏りのある表現がされていないか見直すとともに、男女共同参画の視点で、性にかかわる差別につながる表現をしないよう配慮します。 ② 各種団体や企業等の作成したものについても見直しを呼びかけます。
男女に中立な社会制度の検討	地域振興課	諸制度（社会保険制度、賃金制度、年金制度、税制、婚姻制度等）において男女に中立に働いていないものについては、見直しを検討するように働きかけます。 また、様々な生活様式の選択に大きなかわりを持つ諸制度について、町民が理解を深められるような情報提供や啓発を行います。
わかりやすい広報による男女共同参画の理念の啓発	福祉人権課	男女共同参画について、誤った解釈の解消に努め、わかりやすい広報により「男女共同参画社会」という用語の一層の周知、理念の普及を図ります。
法律・制度の理解推進及び相談の充実	福祉人権課	女性に保障された法律上の権利の普及と推進を図ります。 また、権利の侵害を受けた場合の対応として、行政相談や人権相談の充実を図ります。
男女別調査・統計資料の充実	福祉人権課	計画等の策定、見直しにあたっては、その時点の状況等の把握が不可欠であるので、その都度、住民に対する意識調査、事業所に対する意識調査を実施します。 また、国・県が発行している男女共同参画白書などの活用も図ります。

男女共同参画に関する意識には、年代や育った環境等様々な要因により違いが見られる傾向があります。

町住民アンケート（図 22）では「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」の回答は半数を切っており、「あまり関心がない」「ほとんど関心がない」「全く関心がない」とする回答が 50%を超える結果となりました。

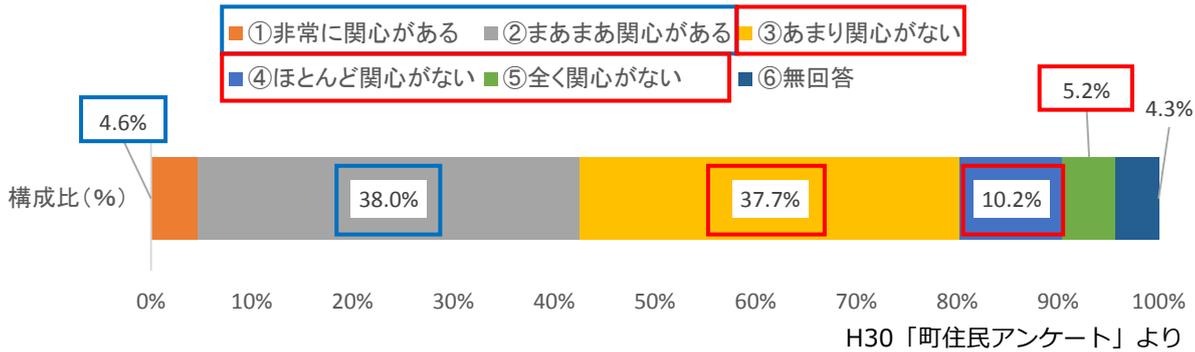
また、『男女共同参画』について、どのようなところから情報を得ているのか（図 23）に対する回答は、新聞や雑誌の関連記事が非常に多い状況でした。

男女共同参画は女性の課題と捉われがちですが、男性にとっても家庭参画、社会参画、自己実現が可能な、暮らしやすい社会を目指すものです。町住民アンケートでも「男性であるがゆえに大変だ」と感じている男性が少なくない（図 24）ことから、女性だけでなく、男性に対しても男女共同参画の必要性について働きかけを行っていくことが必要です。

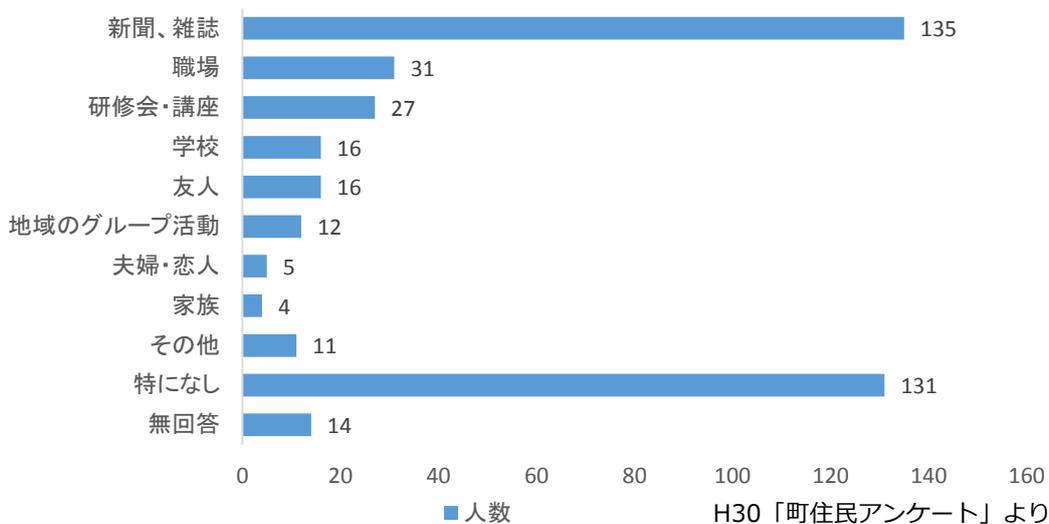
男女共同参画社会の実現には、「男女が共に一人の人間として等しく政治的、経済的、社会的、文化的利益を受け、責任を担う社会である」という正しい意識の浸透が必要です。

現代社会の中での男女共同参画の必要性やこれまでの歴史的経過や取組みなど、様々な方法を利用しながら、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行っていかねばなりません。

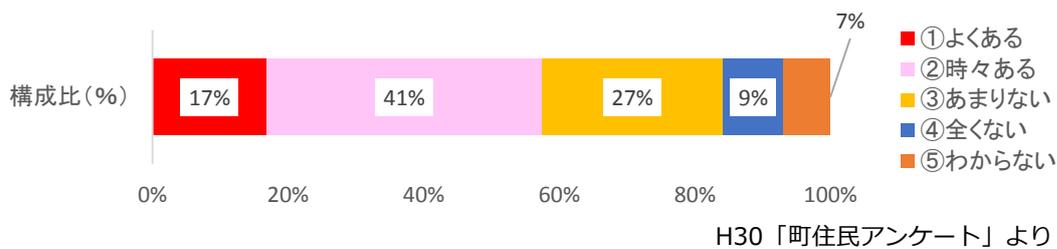
■「男女共同参画」に関心があるか（図 22）



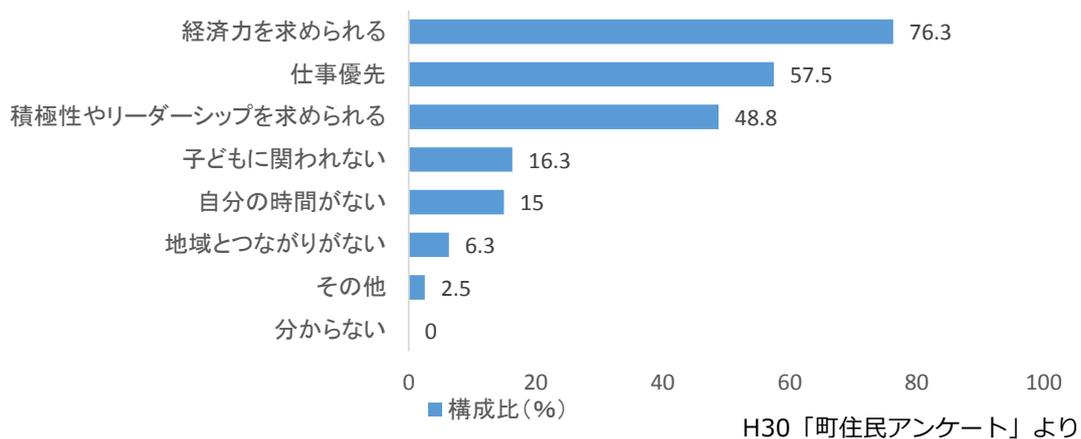
■「男女共同参画」についてどこから情報を得ているか（図 23）



■男性ゆえに大変だと感じたことはあるか（図 24）



■男性ゆえに大変だと感じた理由は（図 25）



【基本目標 4 重点目標 12 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
様々な媒体を通じた広報・啓発の推進（メディア・リテラシー※ ¹ ）	福祉人権課	広報やホームページ掲載、ポスターやパンフレット配布など、あらゆる媒体を活用した広報や啓発、また、男女共同参画に関する図書等の充実を図ります。
多様な団体との連携による広報・啓発の推進	福祉人権課 総務課	行政・福祉団体・鞍手町男女共同参画ネット・女性団体・ボランティア団体等様々な団体と連携し、多様な機会を捉えて情報交換や広報・啓発を行い、全町的な取組みを推進します。
各種研修会等における男女共同参画の啓発	教育課 地域振興課 福祉人権課 総務課	各団体で主催する各種研修会等において、男女共同参画に関する啓発の場を設けるよう働きかけます。

※¹ **メディア・リテラシー**：メディアから流される情報をそのまま受け入れるのではなく、批判的に読み、理解して必要な情報を引き出し、その情報の真意を見抜いて活用する能力のこと。

幼少期からの教育は、人間の価値観や人格の形成に大きな影響を与えます。男女平等をはじめとする人権意識を育てるには、学校、地域や家庭等であらゆる場における教育が重要です。学校教育においては、いじめや差別のない、お互いを尊重できる人権意識を育てることが必要です。

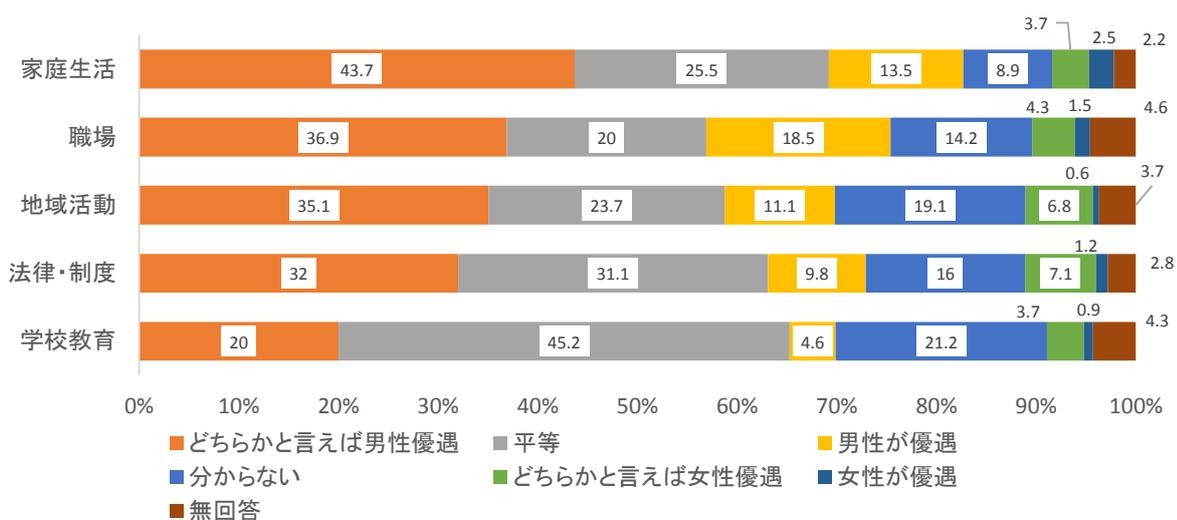
とりわけ保育所や幼稚園においては、人間形成の基礎となる保育・教育が重要となります。子どもたちの自立心を育てる教育を推進し、一人ひとりの個性や能力を尊重し、自ら学び、考え、行動する姿勢を育てていかなければなりません。

また、家庭や地域では、性別による固定的な役割分担意識や慣行がなかなか解消できない状況にあります。女性は、家事労働を抱えながら仕事や社会活動を行っており、また男性は経済活動中心の生活を強いられているため、育児・介護などの家庭生活や地域活動等への参加ができにくいという傾向があります。

さらに、少子化や核家族^{※1}の進展により家庭教育の低下も指摘されており、男女が共に家庭教育に参画する必要があります。

現在、男女共同参画推進のための講演会や研修会など、様々な施策を講じていますが、若い世代、特に男性の参加が少ないので、これからは若い男女が共に参加できるような施策を講じます。男女共同参画に関する学習は、学校、家庭や地域等社会のあらゆる分野で、積極的に取り組むことが求められています。自分自身に合った役割を担いながら生き生きと暮らすためには、男女平等意識をはじめとする様々な人権教育や社会教育を通じて継続的に行っていくことが必要です。

■男女の地位の平等について (図 26)



H30「町住民アンケート」より

※1 核家族：夫婦のみ、夫婦と子ども、父親または母親と子どもからなる家族。

【基本目標 4 重点目標 13 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
幼児教育（保育所・幼稚園）	福祉人権課	<p>就学前の人間形成の基礎づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① いじめや差別のない集団づくり、友達づくり ② 差別につながる固定観念の形成や表現の排除 ③ 障がい者や高齢者とのふれあいの場づくり ④ 家庭との連携、働きかけ ⑤ 保育士・教員の人権意識、資質向上のための研修の充実
学校教育（小学校・中学校・高校）	教育課	<p>男女平等をはじめとする人権意識を身に付け、個人の個性と能力を伸ばしながらも、周りの人を受け入れることができる教育を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 様々な差別をなくす、幅広い人権教育の充実 ② 子どもたちが自己主張でき、多様な選択ができる環境づくり ③ 児童生徒の発達段階に応じた、男女お互いの尊重のための性教育 ④ 性別にかかわらず、個人としての個性と能力を活かした進路指導 ⑤ 障がい者や高齢者、社会とのふれあいの場づくり ⑥ 家庭との連携、働きかけ ⑦ 教員の人権意識、資質向上のための研修の充実
家庭教育における男女共同参画の推進	教育課	<p>男女共同参画の意識を身に付けるためには、子どもの頃からの家庭教育が必要です。そのため、保護者への学習機会や情報提供を通じて意識啓発に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① PTA、保護者会、家庭教育学級などに対し、男女共同参画をテーマとする学習会開催の働きかけ ② 学習会への男性の参加推進
地域における教育（町民・各種団体・企業における学習機会の拡大）	教育課 地域振興課 福祉人権課	<p>あらゆる場において、社会通念・慣行の中にある差別意識について学習する機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 町民が参加できる講演会・講座等の開催 ② 団体や個人、地域での学習・研修への支援 ③ 家族で参加できる事業の充実 ④ 生涯を通じた人権教育の推進 ⑤ 町民や事業者等を対象とした調査・研究 ⑥ 男女共同参画に関する書籍・ビデオ等の紹介など、研修・学習のための情報提供

21 世紀は人権の時代といわれ、現在、様々な人権問題に対し関心が高まっています。人権問題は、社会的身分、門地、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の問題等様々な視点があります。

誰もが一人の人間として尊重され、生命・自由・幸福追求の権利が尊重されなければなりません。

本町においても「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、差別のないまちづくりのため様々な取組みを行っています。あらゆる場において差別意識をなくし、相手を思いやる気持ちを育てることで、誰もが、平等に利益を享受し、お互いに責任を担い、自分らしく生き生きと生活できる社会づくりが可能となります。

当然のことながら、男女共同参画についてもポジティブ・アクションの推進に取り組んでいきます。

【基本目標 4 重点目標 14 主要な施策、事業、取組】

施策・事業名等	担当課	施策の概要
人権学習の充実	教育課 福祉人権課	① あらゆる場を利用した、幅広い人権学習を充実させます。 ア) 男女共同参画講演会 イ) 人権教育学級 ウ) 人権問題地区懇談会 エ) 人権週間のつどい等 ② 子どもの頃からの人権教育・啓発を行います。 ア) 人権学習の取組みの強化 イ) 人権標語・ポスターの取組み
交流の場の拡大	教育課 福祉人権課	人権問題は相手を理解することが大切であるため、高齢者、障がい者、外国人等、様々な人との交流の場を拡大します。
人権啓発	教育課 福祉人権課	基本計画に基づいた幅広い人権教育・啓発活動を行ないます。町内の各団体・機関等の総会等の集会・会議を利用し、人権に関する研修を積極的に推進します。

基本目標 4 成果指標

基本目標 4 「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」について、その達成のため、次の2つを指標として設定し、施策を推進していきます。

指 標	現 状	目 標
各種学習会への参加人数 (講演会参加人数、地区懇談会参加者数)	1,177 人 (H29 年度実績)	1,250 人 (H35 年度)
「男女共同参画」について関心があるとする住民の割合	44.5% (H30 年度)	60% (H35 年度)

第3部 推進体制の整備

第3部 推進体制の整備

この「第3次基本計画」に基づいた各種施策を総合的かつ計画的に進めるため、行政だけでなく町民・各種団体・事業者等が、それぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。

そのためには、町における推進体制を充実し、事業の実施状況を点検していく体制を構築していく必要があります。

また、国、県、町民及び関係機関との連携を一層強化し、計画を円滑に推進していきます。

1 条例等の整備

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責任を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定めることにより、男女共同参画の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成21年4月に鞍手町男女共同参画推進条例（以下「推進条例」という。）を施行して、男女共同参画事業の円滑な推進を図っています。

2 庁内体制の整備

推進条例に基づき、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに調査研究を行うとともに、課・係を越えた連携の強化を図るため「男女共同参画推進本部」を設置するなど、協力体制を整備し、全庁的な取組みを実践しています。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

なお、男女共同参画の取組状況については、毎年、鞍手町男女共同参画審議会に報告することとしています。

■PDCAサイクル（図27）



3 関係機関との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。

このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、当町の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、国、県及び関係機関における男女共同参画に関する会議などへの参加及び情報交換や事業協力等の連携を図り、効果的に計画を推進します。

4 施策に対する意見・救済への対応

町が実施する男女共同の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、町民から意見が寄せられた場合、町長は、審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

また、町民及び事業者等から救済の申出があった場合は、推進条例第 29 条に基づき、推進委員（弁護士）による対応を行います。

參考資料

1 成果指標一覧

目 標	指 標	現状値	目標値
基本目標 1	実際の生活で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」を優先している住民の割合	6.8% (H30 年度)	30% (H35 年度)
基本目標 1	保育所等利用待機児童の解消	15 人 (H29 年度)	0 人 (H35 年度)
基本目標 1	町役場における係長級以上の女性職員の割合	17.1% (H30 年度)	25% (H35 年度)
基本目標 2	町審議会等への女性登用率	23.8% (H30 年 4 月)	40% (H35 年度)
基本目標 2	地域活動の中で男女の地位が平等であると思う住民の割合	23.7% (H30 年度)	50% (H35 年度)
基本目標 3	DV に関する相談窓口を「分からない」とする住民の割合	22.5% (H30 年度)	11% (H35 年度)
基本目標 3	精神的 DV を「暴力に当たる」とする住民の割合	60.2% (H30 年度)	80% (H35 年度)
基本目標 4	各種学習会への参加人数 (講演会参加人数、地区懇談会参加者数)	1,177 人 (H29 年度実績)	1,250 人 (H35 年度)
基本目標 4	「男女共同参画」について関心があると する住民の割合	44.5% (H30 年度)	60% (H35 年度)

2 鞍手町男女共同参画推進条例等

■鞍手町男女共同参画推進条例

平成 20 年 12 月 18 日鞍手町条例第 34 号
改正 平成 28 年 3 月 17 日条例第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）
- 第 3 章 鞍手町男女共同参画推進委員（第 18 条—第 28 条）
- 第 4 章 苦情及び救済の申出の処理（第 29 条—第 38 条）
- 第 5 章 雑則（第 39 条）
- 附則

私たちの憲法には、個人の尊重と法の下での平等が謳われ、国においては、男女平等の実現に向けた取組が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准など、国際社会における動向に呼応して進められてきました。

鞍手町は、平成 8 年に「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定すると共に、人権問題地区懇談会や人権に関する各種講演会・街頭啓発など差別のないまちづくりのための様々な取組を行っています。

しかしながら、地域のあらゆる活動の場においては、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行は、今なお根強く残っています。

更に、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、全ての人々が性に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が強く求められています。このような状況の中、国は平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置づけました。

鞍手町においても、職域、学校、地域、家庭など社会のあらゆる場において、町、町民、事業者等が協働して、男女共同参画を推進しなければなりません。

ここに私たちは、全ての人々が自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進することにより、性に関わりなく、全ての人々の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者、在勤する者及び在学する者並びにその他町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 営利、非営利を問わず、町内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。
- (3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 全ての人は、直接的又は間接的であるかを問わず、性による差別的な取扱いを受けることなく、男女が個性と能力を発揮する機会が確保され尊重されなければならない。この場合において、社会的身分、門地、障害、国籍、年齢、文化その他の理由による差別を受けないよう配慮されなければならない。
- (2) 全ての人は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度や慣行をなくすよう努めると共に、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- (3) 全ての人は、仕事、地域、家庭その他の様々な活動について、自らが望むバランスのとれたライフスタイルにより形成されなければならない。
- (4) 全ての人は、家族の協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の職域、学校、地域等の分野における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。
- (5) 全ての人は、対等な関係の下に、性に関する理解を深めると共に、妊娠、出産等性と生殖に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康を保持することができるよう配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の形成は、男女が社会の対等な構成員として、地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (7) 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、平和を基盤とした国際的協調の下に行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進を町の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、全ての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 町は、参画施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 4 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、国及び他の地方自治体との連携を図ると共に、町民、教育関係者、事業者等の協力を得るよう努めなければならない。

（町議会の責務）

第5条 町議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（町民の責務）

第6条 町民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めると共に、町が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第7条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めると共に、町が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

（教育に携わる者の責務）

第8条 学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わるものは、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めなければならない。

（性別を理由とした人権侵害行為の禁止等）

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス及び売買春等人権を侵害する行為をしてはならない。

- 2 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別又は男女間における暴力等を連想若しくは助長する表現及び男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 町は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、鞍手町附属機関設置条例（平成15年鞍手町条例第1号）別表に規定する鞍手町男女共同参画審議会の意見を聴くと共に、広く町民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
- 3 町は、男女共同参画に係る基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 町は、男女共同参画に係る基本計画の実施状況について、年次報告書を作成し、かつ、男女共同参画審議会に報告を行い、公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への女性の参画推進等)

第11条 町は、政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、次に掲げる積極的格差是正措置を行うものとする。

- (1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めるものとする。
- (2) 男女の別なく職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めるものとする。
- 2 性別に関わりなく、職員が子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第12条 町は、雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において女性の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うよう努めなければならない。

(男女共同参画推進教育の充実)

第13条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画社会の形成を推進する教育の充実に努めなければならない。

(活動支援)

第14条 町は、町民や事業者等が行う活動において、男女共同参画が推進されるように情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、情報収集及び分析その他の調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進体制)

第16条 町は、男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備を図らなければならない。

(相談・対応等)

第17条 町は、男女共同参画の推進を阻害する問題等に関する窓口を設置し、町民及び事業者等から相談があった場合は、県及び国の関連機関並びに民間の関係団体との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めなければならない。

第3章 鞍手町男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

第18条 町長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、鞍手町男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- (1) 町が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情
- (2) 性による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）における被害を受けた者の救済
- 2 推進委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤の特別職とする。
- 3 推進委員の定員は、2 人とし、男女各 1 人とする。
- 4 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた職見を有し、性による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。
- （推進委員の職務）
- 第 19 条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第 1 項第 1 号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第 1 項第 2 号に規定する救済を措置するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。
- （独任制）
- 第 20 条 推進委員は、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については合議を要する。
- （代表推進委員）
- 第 21 条 推進委員の合議により、代表推進委員を定める。
- 2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。
- （任期）
- 第 22 条 推進委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して 6 年を超えることができない。
- 2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- （責務）
- 第 23 条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- （除斥）
- 第 24 条 推進委員は、その職務の公平な遂行に支障を生じるおそれのある場合は、第 18 条に定める苦情又は救済の申出についての処理に係ることができない。
- （兼職の禁止）
- 第 25 条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 推進委員は、町と取引関係にある法人その他の団体役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。
- （守秘義務）
- 第 26 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。
- （解嘱）
- 第 27 条 町長は、推進委員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解嘱することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 推進委員としてふさわしくない行為が明白に認められる場合
- （関連機関との連携）
- 第 28 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第29条 町民及び事業者等は、第18条第1項に規定する推進委員に対し、同項第1号に規定する苦情の申出をすることができる。

2 町内において町、町民及び事業者等から第18条第1項第2号に規定する人権侵害を受けた個人は、推進委員に対し、同号に規定する救済の申出をすることができる。

3 苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、代理人により行うことができる。

4 前3項に規定する苦情等の申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

(1) 申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実（調査の実施等）

第30条 推進委員は、苦情等の申出があつたときは、当該関係者から事情を聴取し、関係書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の調査を行うときは、あらかじめ当該関係者に対し、調査の通知をするものとする。

3 町は、第1項に規定する調査を拒んではならない。

4 推進委員は、町民及び事業者等に対し、第1項に規定する調査の協力を求めることができる。この場合において、あらかじめ調査協力の同意を得なければならない。

(調査の対象としない事案)

第31条 苦情等の申出が次に掲げる事案であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の調査の対象としない。

(1) 裁判所において係争中の事案及び判決等により確定した事案

(2) 行政庁において審査請求が行われている事案及び審査請求に対する裁決を経て確定した事案

(3) 議会に関する事案

(4) 推進委員が既に苦情等の処理を終了した事案

(5) 前条第4項に規定する調査協力の同意が得られない事案

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないと推進委員が認める事案

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかにその旨を通知しなければならない。

(調査の中止等)

第32条 推進委員は、調査を開始した後においても、苦情等の申出が前条第1項に規定する事項に該当することが判明したとき、又は申出に理由がないと認めるときは、調査を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、速やかにその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第33条 推進委員は、第29条第1項に規定する苦情の申出があつた場合において、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害すると認めるときは、町の機関に対し、是正・救済勧告書により是正又は改善の措置を講ずるよう勧告（以下「是正勧告」という。）をすることができる。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 推進委員は、必要があると認めるときは、是正勧告を受けた当該機関に対し、期限を定めて、どのような措置を講じたかについて、報告を求めることができる。

4 推進委員は、是正勧告を行い、又は前項の報告を受けたときは、速やかに苦情の申出人に対し、その旨を通知すると共に、個人情報保護等の人権に必要な配慮をした上で公表しなければならない。

(救済勧告)

第34条 推進委員は、第29条第2項の救済の申出（町に係るものに限る。）があつた場合において、町が性による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行うと共に、当該機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告（以

下「救済勧告」という。)をすることができる。

2 救済勧告については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 推進委員は、苦情等の申出(町に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、町の施策若しくは措置を直ちに是正又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。

2 推進委員が、意見表明をするときは、速やかに意見表明をすることを苦情等の申出人に通知すると共に、個人情報保護等の人権に必要な配慮をした上で公表しなければならない。

(町民及び事業者等による人権侵害の救済)

第36条 推進委員は、第29条第2項に規定する救済の申出(町に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の被害者を救済するために必要な助言その他の支援を行うと共に、人権侵害の状況を是正するため、町長に対し改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、人権侵害の状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し人権侵害の内容を公表するよう求めることができる。

3 推進委員は、第1項の要請若しくは前項に規定する公表を求めたとき、又は次条第6項の規定による通知を受けたときは、救済の申出人に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(町長の要請及び公表)

第37条 町長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係者に対し、改善のための要請を行わなくてはならない。

2 町長は、改善のための要請を行った関係者に対し、期限を定めてどのような改善を図ったかについて報告を求めなければならない。

3 町長は、前条第2項の規定による公表を求められたときは、人権侵害の状況について必要な事項を個人情報の保護等の人権に配慮をした上で公表することができる。

4 町長は、前条第1項又は第2項に規定する推進委員からの求めを尊重しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその公表について関係する町民及び事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

6 町長は、第1項の要請、第3項の公表を行ったときは、要請・公表を行った日から起算して14日以内に推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

7 町長は、第2項の状況改善の報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して14日以内に推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 推進委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案について調査を行い、必要な処理をすることができる。

2 前項の場合において、第30条及び第33条から前条までの規定を準用する。この場合において、推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害の事案について調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

3 町長は、推進委員の発意に基づく事案について、前条第1項の要請又は同条第3項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。

第5章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な推進委員の委嘱その他の準備行為は、この条例の施行の日前におい

でも行うことができる。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日条例第 3 号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

■鞍手町男女共同参画審議会設置要綱

平成 20 年 6 月 19 日鞍手町告示第 74 号

(設置)

第 1 条 男女が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を図るため、鞍手町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要事項を調査審議すること。

2 町が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策の実施状況について意見を述べること。

(委員)

第 3 条 審議会の委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体
- (3) 学校代表
- (4) 議会議員
- (5) 一般公募により選考された町民代表

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉人権課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■鞍手町男女共同参画推進本部設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日鞍手町告示第 38 号

改正 平成 20 年 3 月 3 日告示第 17 号

平成 20 年 7 月 14 日告示第 76 号

(設置)

第 1 条 鞍手町の男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、鞍手町男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画の立案及び当該企画の推進
- (2) 男女共同参画行政に係る関係課局間の相互の連絡調整
- (3) その他男女共同参画行政を推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、会計管理者及び各課局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(ワーキングチーム)

第 6 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部の下に実務者によるワーキングチームを作り、実務作業に当たらせることができる。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、福祉人権課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部の会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 3 日告示第 17 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月 14 日告示第 76 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

3 鞍手町男女共同参画審議会委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者	花崎正子	特定非営利活動法人日本B P W連合会理事
各種団体	小島美智子	鞍手町男女共同参画ネット
	長田康人	鞍手町民生委員児童委員協議会
	遠藤ムツ子	鞍手町農業女性の会
	河野好美	直鞍宮若つばさの会
	川上美恵子	直方人権擁護委員協議会
学校代表	下田春男	鞍手町立室木小学校校長
議会議員	竹内利一	鞍手町議会議員
公募	安増千代子	一般公募
	栗田和廣	一般公募

会長 花崎正子

副会長 長田康人

(事務局) 福祉人権課長 石井通稔

児童人権係長 村岡崇

担当 吉田留里

4 諮問書、答申書

■ 諮問書



30鞍福児第1186号
平成31年2月15日

鞍手町男女共同参画審議会
会長 花崎 正子 様

鞍手町長 岡崎 邦博



第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）について（諮問）

鞍手町男女共同参画審議会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の事項を貴審議会に諮問します。

記

1. 諮問事項

第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）

2. 諮問趣旨

本町では、平成21年4月より男女共同参画を推進することにより、性に開わりなく全ての人の人権を保障し、豊かで活力ある社会を実現するため「鞍手町男女共同参画推進条例」を制定し、併せて男女共同参画社会実現に向けての総合的な道標となる「鞍手町男女共同参画基本計画」を策定の上、様々な取組を行ってきました。

国においても、少子高齢化、人口減少という構造的課題に直面する中、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進は、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとされています。

このような状況の中、鞍手町においても、引き続きすべての人が自らの意思で多様な生き方を選択し自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会の実現に向けて取組むため、第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）を策定することとしましたので、その策定にあたり貴審議会の意見を求めるものです。

■ 答申書

平成31年3月7日

鞍手町長 岡崎 邦博 様

鞍手町男女共同参画審議会

会 長 花崎正子

第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）について（答申）

平成31年2月15日付30鞍福児第1186号で鞍手町長から鞍手町男女共同参画審議会に対し諮問された第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）について、下記のとおり答申いたします。

記

第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）については、当審議会で慎重に審議を行った結果、本計画（案）の男女共同参画の基本的な考え、施策の必要性については妥当と判断します。

なお、当審議会における意見は、別紙「付帯意見」として提出しますので本計画（案）を進めるにあたり十分に配慮されるよう要望いたします。

【別紙】

付 帯 意 見

1. 計画（案）について

本計画（案）における施策は全庁的な課局にわたっていることから、男女共同参画推進本部を活用し、各課局が主体的に本計画（案）を認識、推進し、進捗状況の確認を行っていくことで計画（案）の実行性を高めていくこと。

2. 計画（案）の基礎資料となるアンケート調査について

計画（案）を実行していく中で、成果指標の進捗状況を確認するためアンケート調査を行う場合には、配布先の選定やアンケート調査項目を精査し、回収率が上がるように工夫して実施すること。また、アンケート調査を行った際は、男女別、年代別で比較、分析を行うこと。

5 第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1. 意見募集の概要

・意見の募集期間	平成31年2月18日～平成31年3月4日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場、中央公民館、福祉センター）への掲示及び同施設での閲覧・配布及び広報
・意見の提出方法	電子メール、郵便、FAX、持参

2. 意見内容とその対応

第3次鞍手町男女共同参画基本計画（案）に対する意見の提出がなかったことから、記載内容の修正、文言の追加等は行わず原案のとおりとします。

第3次鞍手町男女共同参画基本計画

2019年3月発行

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。